

## 第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局（緑政土木局関連事務に限る。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
緑政土木局		総務課、企画経理課、技術指導課
		土木事務所（東、西、瑞穂、緑、天白）
	路政部	道路管理課、道路利活用課、道路維持課、自転車利用課
	道路建設部	用地管理課、用地補償課、道路建設課
	河川部	河川管理課、河川計画課、河川工務課、ポンプ施設管理事務所
		都市農業課、農業センター
	緑地部	緑地管理課、緑地利活用課、緑地維持課、緑地事業課
		東山総合公園
農業委員会事務局		農政課、東部・緑農政課、中川農政課
財 政 局	契約部	契約監理課、工事契約課

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の指定管理者及び施設の管理に係る緑政土木局の事務を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市東谷山フルーツパーク	公益財団法人名古屋市みどりの協会	平成30年 4月 1日 ～令和10年 3月31日
名古屋市農業文化園・戸田川緑地	チームYMO	平成30年 4月 1日 ～令和 4年 3月31日
名古屋市緑化センター・鶴舞公園	公益財団法人名古屋市みどりの協会	
東山公園展望塔	サンエイ株式会社	
名城公園	岩間造園株式会社	
荒子川公園	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ	
庄内緑地	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ	
白鳥庭園	しろとりの杜グループ	
日光川公園	PMI サンビーチ日光川	
徳川園	徳川の杜グループ	
みどりが丘公園	みどりの風グループ	
名古屋市池下駐車場	株式会社リテールバックオフィスサポート	平成31年 4月 1日 ～令和 6年 3月31日

### 第3 監査の着眼点

#### 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

- (1) 債権管理に係る事務は適正に行われているか
- (2) 現金の取扱い及び物品の管理は適正に行われているか
- (3) 内部統制体制の整備・運用が適正に行われているか

#### 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

### 第4 監査の実施内容

#### 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

##### (1) 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

##### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和元年10月 1日から令和 2年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

#### 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

##### (1) 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

##### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突

合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、緑政土木局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 監査結果

### 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

#### (1) 公園における行為許可使用料の債権管理について（収入事務）

本市では、名古屋市債権管理条例、債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）において債権の管理方法を定めており、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされている。また、期限までに納付されない場合は、文書等による催告を行うこととされている。

都市公園内で業として写真を撮影する場合等においては、名古屋市都市公園条例に基づき当該行為に係る市長の許可（以下「行為許可」という。）を受けるとされており、各土木事務所では行為許可に伴う使用料（以下「行為許可使用料」という。）を徴収している。

西土木事務所において行為許可使用料に係る債権の管理状況について調査したところ、履行期限が経過しているにもかかわらず督促状を発付していない事例が3件あり、うち2件についてはそのまま時効が完成していた。また、残りの1件については、時効は完成していなかったものの、約2年間にわたり文書等による催告を行っていなかった。

西土木事務所においては、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行われたい。(西土木事務所)

なお、西土木事務所においては督促状の発付が漏れていた債権のうち、時効が完成していなかったものについて督促状を発付し、令和 2年12月に納付された。また、発生している全ての債権の管理状況が把握しやすくなるよう一覧表を作成するとともに、組織として定期的に管理状況を確認するよう事務を改めており、必要な措置が講じられた。

## (2) 公園愛護会及び街路樹愛護会への報償金の支出について（支出事務）

本市では、緑のまちづくり条例、緑のまちづくり条例施行細則及び公園愛護会要綱等により、市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行うことを目的として組織された団体を公園愛護会又は街路樹愛護会として認定することができ、一定期間以上継続した活動の実績があるなどの条件を満たしているものを、公園特定愛護会又は街路樹特定愛護会として認定できるとされている。

また、愛護会及び特定愛護会（以下「愛護会等」という。）の活動に対する支援として報償金を交付できるとされており、交付にあたっては土木事務所及び東山総合公園で、愛護会等から提出された活動内容報告書を確認の上、活動報告確認書を作成して緑地利活用課に報告を行い、報告を受けた緑地利活用課は、活動報告確認書に基づき活動内容を審査した上で交付することとされている。

各土木事務所及び東山総合公園において、令和元年度の活動内容報告書及び活動報告確認書について調査したところ、活動内容報告書の記載内容と活動報告確認書に記載された活動月数が一致しない事例が見受けられた。

各所属においては、当該事例について愛護会等の活動状況を再確認した上で、過払いとなっている事例については返納を求められたい。また、今後は、活動内容報告書の記載内容をよく確認した上で適正に活動報告確認書を作成されたい。(東土木事務所、西土木事務所、瑞穂土木事務所、緑土木事務所)

また、平成28年 5月13日に結果を公表した緑政土木局の定期監査でも各土木事務所に対して今回と同様の指摘がなされていることから、緑地利活用課にお

いては、再発防止に向けた対応策を検討されたい。

(緑地利活用課)

### (3) 自転車駐車対策報償金の支出について (支出事務)

本市では、駅周辺における具体的な自転車等の駐車対策を推進するために、地域住民の協力団体として、地区自転車駐車対策推進協議会（以下「地区協議会」という。）の設置を進めており、名古屋市自転車駐車対策協力報償金支給要綱に基づき、駐車場の清掃等を実施した地区協議会に対して、週あたりの作業回数等に応じて報償金を交付している。

また、支払方法については、地区協議会が報告書を各区の地域力推進室に提出し、各区の地域力推進室は、報告書により地区協議会の活動状況を確認したときは、報償金支払依頼書を自転車利用課へ提出し、支払依頼書に基づき自転車利用課が地区協議会に報償金を交付している。

当該報償金の支出事務について調査したところ、活動状況報告書の様式には活動の延べ日数を記載する欄はあるが週ごとの活動日数及び活動内容を記載する欄がなく、また、支払依頼書の様式も同様であった。また、実際に各区から自転車利用課に提出された支払依頼書を確認したところ、一部の支払依頼書には手書きで週ごとの活動日数が補記されていたものの、ほとんどの支払依頼書では週ごとの活動日数を確認することができない状況となっていた。

自転車利用課においては、活動状況報告書及び支払依頼書の様式を見直すとともに、地区協議会の活動状況の確認を各区任せにすることなく、緑政土木局として地区協議会の実際の活動内容を確認した上で報償金を支出できるような仕組みを検討されたい。

(自転車利用課)

### (4) 農業センター駐車場使用料徴収等業務委託について (契約事務)

農業センターでは、名古屋市農業センター条例等に基づき、催物などにより来場者数の大幅な増加が見込まれる期間については、自動車等の種別に応じて駐車場の使用料を徴収している。

農業センターは、当該使用料の徴収事務及び来場者の案内・誘導業務について委託しており、仕様書によると、受託者は使用料の徴収と引き換えに利用者に領収書の交付を行い、領収書の控えを基に駐車種別の台数、徴収した金額、

使用した領収書番号等を記載した出納簿を毎日農業センターに提出した上で、徴収した金額を本市に納付することとされている。

また、契約書の約款によると、業務の一部を再委託しようとする場合については、本市に下請負届を提出の上、承諾を得なければならないとされている。

当該委託契約について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 仕様書で定められた出納簿の様式と異なり、使用した領収書番号を記載する欄が設けられていない出納簿が使用されていたもの

イ 委託業務の一部について受託者から第三者に再委託が行われていたが、下請負届の提出がされていなかったもの

農業センターにおいては、受託者が仕様書等に沿って事務を執行しているかどうかの確認を徹底されたい。 (農業センター)

#### (5) 営業用乗用自動車乗車券の管理について (財産管理事務)

緑政土木局における営業用乗用自動車の利用については、緑政土木局営業用乗用自動車の利用基準等により定められており、所属長は非常配備のため参集を命ずる職員又は非常配備を解除されて帰宅する職員に対して、公共交通機関の利用が困難である場合等には、災害タクシー乗車券 (以下「タクシー乗車券」という。) を交付することができ、タクシー乗車券の交付を受けたものの使用しなかった職員は、速やかにタクシー乗車券を所属長に返納しなければならないとされている。

タクシー乗車券の取扱いについて調査したところ、非常配備に備えて事前にタクシー乗車券を交付された職員がそのタクシー乗車券を使用しなかった場合、次回の非常配備に備えてそのまま長期間にわたって保有し続けている事例が複数の所属において見受けられた。

タクシー乗車券を長期間にわたって職員が保有し続けることは、紛失し不正利用されるリスクがあり、金券類に準じて厳正に管理されるべきタクシー乗車券の管理として不適切であると考えられる。

事務を所管する総務課においては、タクシー乗車券を職員が使用しなかった場合の速やかな返納について局全体の統一的基準を設けるなど、タクシー乗車券を適切に管理するよう各所属に対して指導されたい。 (総務課)

なお、総務課においては、各所属に対しタクシー乗車券の適切な管理について周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

#### (6) 備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、物品管理者は、使用中の備品を備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。

備品台帳及びその他関係書類等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品を購入しているが、備品台帳への受入れの登録が行われていないもの  
(東山総合公園)

イ 備品の不用の決定及び廃棄を行っているが、備品台帳への廃棄の登録が行われていないもの  
(自転車利用課、東山総合公園)

ウ 現在も使用しているが、過去に所在不明として不用の決定をし、備品台帳上は廃棄の登録が行われているもの  
(農業センター)

各所属においては、備品台帳への正確な登録により備品の保有状況を把握し、適切な財産管理を徹底されたい。

なお、各所属においては備品台帳への正確な登録が行われ、必要な措置が講じられた。

#### (7) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされている。

東山総合公園においては、各種観覧券の販売について事業者に委託しており、印刷業者から納品された各種観覧券を受託者へ払い出している。また、書損となった定期観覧券（年間パスポート）については、受託者から東山総合公園に返納され、東山総合公園において廃棄の処理を行っている。

定期観覧券の管理状況について調査したところ、受託者から1箇月分の書損となった定期観覧券が返納された後に、納品等を含む出納記録1箇月分をまとめて金券類等出納簿に登載していた。また、書損となった定期観覧券について、受託者から返納され実際に廃棄した日付ではなく、書損が発生した日付を廃棄

日として登載していた。

このような金券類等出納簿の登載状況では正確な在庫数を常に把握することは困難であるため、東山総合公園においては、名古屋市会計規則等に従い金券類等の管理を適正に行われたい。(東山総合公園)

なお、東山総合公園においては、委託業者に対して日ごとに書損となった定期観覧券の返納を求めることとし、受払いの都度金券類等出納簿へ登載するよう事務手続を改めており、必要な措置が講じられた。

#### (8) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

緑政土木局における外部記録媒体利用基準では、所属長は、所有する外部記録媒体の種類、保管場所、最終処理方法等を外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）に登載し管理すること、利用目的等が適切であるかどうかを外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）で確認すること、月に1回、外部記録媒体の現物を管理簿及び利用簿と突合し保有状況の確認をすること等が定められている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、所有している外部記録媒体について管理簿への記載が漏れているなどの不適切な事例が多く所属において見受けられた。

各所属においては、紛失や盗難等における情報漏えいリスクの高い外部記録媒体の適切な管理の重要性について再認識した上で、外部記録媒体を適正に管理されたい。

(総務課、企画経理課、技術指導課、東土木事務所、緑土木事務所、  
天白土木事務所、道路管理課、道路利活用課、自転車利用課、  
用地管理課、用地補償課、道路建設課、河川管理課、  
河川計画課、河川工務課、都市農業課、緑地管理課、  
緑地利活用課、緑地維持課、東山総合公園)

また、利用簿上、利用者を複数人または全職員、利用期間を1年間と記載し、実際の持出しの都度の記録がなされていない事例が多く所属で見受けられた。局の情報保護担当である総務課に確認したところ、各所属に対して示された利用簿の記入例は利用者が複数であったり利用期間が1年間となっており、また、

利用期間が1年間の場合には実際の持出しごとに利用簿への記録は必要ない旨の事務連絡が総務課から各所属に対してなされているとのことであり、各所属においてはその事務連絡を踏まえて上記のような利用簿の記載を行っていたところである。

外部記録媒体利用基準によると、所属長は利用簿により、外部記録媒体の利用者、利用期間、持出先等を確認することとなっているが、現行のような運用方法では、実際の利用者や利用日、持出先などが何ら確認できないことから、総務課においては外部記録媒体の管理方法についての見直しを検討されたい。

(総務課)

なお、各所属においては、適正な管理方法に改められるとともに、総務課においては、外部記録媒体の管理方法を見直した上で各所属に周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

#### (9) 道路工事の施行承認事務について（行政運営事務）

道路法（昭和27年法律第180号）、名古屋市道路管理規則によれば、道路管理者以外の者が、車両が民地内の駐車場等に入出入りするのための乗入れ施設を歩道に設置するなどの道路に関する工事を行う場合には、あらかじめ土木事務所に道路工事施行承認申請書を提出し承認を受けなければならない、承認を受けた者が、工事に着手しようとするときは、原則としてあらかじめ工事着手届を、工事が完了したときは直ちに工事完了届を提出し、完了検査を受けなければならないとされている。

また、承認にあたっては承認条件が付されており、上記の工事着手届や工事完了届の提出が必要な旨などが申請者に明示されている。

各土木事務所において、道路工事施行承認に関する申請書類等について調査したところ、工事着手届や工事完了届が未提出のものや検査調書に検査結果や検査年月日の記載がないものなど不適切な事例が見受けられた。

各土木事務所においては、申請者が承認条件に従って承認工事を行うよう指導を徹底するとともに、適切に完了検査を行うよう改善されたい。

(東土木事務所、西土木事務所、瑞穂土木事務所、  
緑土木事務所、天白土木事務所)

また、道路管理課においては、工事完了届の提出だけではなくそれ以外の承認条件が守られていない事例も散見されることから、市ウェブサイト等での事業者への周知内容の見直し等の対策を行われたい。(道路管理課)

#### (10) 農地台帳の原本証明事務について (行政運営事務)

農業委員会では、農地法 (昭和27年法律第 229号) に基づき、一筆ごとに農地の所有者の氏名及び住所、農地の所在や面積等を記録した農地台帳を作成し、各種申請において必要となる場合には、農地台帳の原本証明書の交付を行っている。農地台帳の原本証明書の交付申請ができるのは原則として所有者及び相続人のみとされており、委任状がある場合に限り受任者名で交付申請ができ、受任者に交付することができるかとされている。

中川農政課において、農地台帳の原本証明書の交付申請に関する書類について調査したところ、交付決定の決裁に委任状が添付されていない事例が見受けられた。

中川農政課によると、交付申請書の提出時に委任状は確認したものの、その場で返却してしまったとのことであるが、中川農政課においては委任状について確実に収受されたい。(中川農政課)

なお、中川農政課においては、職員向けの窓口対応マニュアルに委任状を確実に収受する旨を追記した上で窓口で常設するとともに、職員への周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

## 2 財政援助団体等監査 (公の施設の指定管理者監査)

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項については是正されたい。所管局においては、指定管理者に対し是正内容の確認や、助言、指導を行うほか、自らに該当する事項を是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等が発生することのないよう必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、既に指定管理者が是正及び所管局が措置を講じたものについては、その内容を記載した。

**(1) 世界の熱帯果樹温室の利用料金の徴収事務及びフルーツパーク要綱について  
(収入事務)**

名古屋市東谷山フルーツパーク条例、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（以下「フルーツパーク条例等」という。）及び名古屋市東谷山フルーツパーク利用料金減免取扱要綱（以下「フルーツパーク要綱」という。）によれば、世界の熱帯果樹温室を利用する者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならないとされ、利用者が一定の事由に該当する場合には、利用料金減免届出書の提出等を行うことにより、利用料金の減免の適用を受けることができることとされている。

世界の熱帯果樹温室の利用料金徴収事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 減免の申請について、下見見学の利用者から利用料金減免届出書を徴収していなかったもの
- イ 減免事由について、適用すべきフルーツパーク条例等の条文を誤って認識していたもの

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、フルーツパーク条例等及びフルーツパーク要綱に従い適正な事務を行われたい。

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

**(緑政土木局関係分)**

フルーツパーク要綱について調査したところ、誤字・適用条文の齟齬等が20か所（号単位。同一事由によるもの含む。）以上存在し、一部については、10年以上にわたり修正がなされていなかったことが確認された。

要綱は、条例や規則の具体的な解釈、運用、手続等を定めるものであり、事務を進める上での根拠となるため、その誤りは不適切な事務処理の原因となることが懸念される。

都市農業課においては、フルーツパーク要綱について速やかに必要な改正を  
されたい。 (都市農業課)

なお、都市農業課においては、フルーツパーク要綱について改正を行い、必要な措置が講じられた。

## (2) 生産物の売払い事務について（収入事務）

### （緑政土木局関係分）

名古屋市東谷山フルーツパークでは、指定管理者は本市から園内で収穫した生産物の売払いを受け、来園者への販売や生産物を活用した収穫体験等のイベントを実施している。

生産物の売払い事務について、都市農業課が定めた通知によれば、指定管理者は生産物の収穫があった場合は、その日のうちに収穫量及び単価等を記載した生産物等出荷表兼売払伺を作成し、都市農業課へ提示することとされているが、実際には、生産物等出荷表兼売払伺を週ごとにまとめて提示する運用となっていた。

都市農業課においては、定期的に検査を実施するなど指定管理者による事務の適正性を担保しつつ、指定管理者が行う生産物の販売や収穫体験等の実態に鑑み、通知が業務の実態に即した内容になるよう改正されたい。

（都市農業課）

## (3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、物品管理者は、使用中の備品を備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。

本市は施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けており、その備品については年度協定に添付された貸付備品一覧に登載している。

また、指定管理に係る貸付備品等の管理に関する事務取扱要領によれば、指定管理者は、貸付備品の使用状況について毎年 1回検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。

指定管理者における貸付備品の管理事務について調査したところ、東山公園展望塔では毎年の貸付備品の検査が行われておらず、以下のような事例が見受けられた。

ア 貸付備品一覧に登載されているが所在不明の備品について、貸付備品一覧の修正を依頼していなかったもの

イ 廃棄した備品について貸付備品一覧の修正を依頼していなかったもの  
サンエイ株式会社においては、毎年の備品の検査を確実に実施されたい。

(サンエイ株式会社【東山公園展望塔】)

#### (緑政土木局関係分)

東山総合公園においては、貸付備品の検査の確実な実施と報告をサンエイ株式会社に求められたい。(東山総合公園)

また、緑政土木局における貸付備品の管理事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品を廃棄していたにもかかわらず、備品台帳及び貸付備品一覧を更新していなかったもの(緑地利活用課、東山総合公園)

イ 指定管理者へ貸し付けているにもかかわらず、貸付備品一覧に登載していなかったもの(緑地利活用課)

緑地利活用課及び東山総合公園においては、備品台帳と貸付備品一覧の更新を漏れなく行われたい。

#### (4) 公園施設の管理許可について(財産管理事務)

都市公園法(昭和31年法律第79号)及び名古屋市都市公園条例によれば、公園管理者以外の者が公園内の便益施設等を管理する場合は、あらかじめ本市に申請書を提出して必要な許可(以下「公園施設の管理許可」という。)を受け、管理許可使用料を納入しなければならないとされている。

公園施設の管理許可事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 喫茶室の一面に設けられた物品販売スペースを、管理許可使用料の対象面積に含めていなかったもの

(名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ【荒子川公園】)

イ 指定管理者が設置した駐車料精算機等が、公園施設の管理許可を受けていなかったもの

(名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】)

名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ及び名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、便益施設等を管理する場合は、公園施設の管理許可を受け、管理許可使用料を納入されたい。

なお、各指定管理者においては、適正な公園施設の管理許可を受けるとともに管理許可使用料を納入し、必要な是正が講じられた。

#### (5) 公園施設の維持管理について（その他事務）

名古屋市東谷山フルーツパーク条例及び名古屋市都市公園条例に基づき、指定管理者が管理する公園では、指定管理者が公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）を行うこととされている。

公園施設の維持管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 建築物定期点検の結果、点検業者から非常用照明の不点灯を指摘されていたにもかかわらず、修繕していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】、  
名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】）

イ 水景施設点検の結果、点検業者から制御盤の表示ランプの不点灯を指摘されていたにもかかわらず、修繕していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

ウ 温室前を流れる水路について、業務仕様書で定期点検を実施することが定められているにもかかわらず、定期点検を実施していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

エ 遊戯施設点検の結果、一部の遊具について落下・転倒が想定される箇所の基礎が露出していたこと等により、点検業者から使用禁止の判定を受け、その後、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにより露出部分を土で覆うなどの措置が取られたとのことであったが、実査当日において再び基礎が露出するなど危険な状況が改善されていなかったもの

（名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】）

公益財団法人名古屋市みどりの協会及び名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、建築物定期点検等の結果、点検業者から指摘を受けた事項に

ついて速やかに修繕されたい。

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、業務仕様書に従い温室前を流れる水路の定期点検を確実に実施されたい。

また、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、遊戯施設点検の結果、点検業者から指摘を受けた遊具について、再度、露出部分を土で覆うなどの措置を取るとともに、適宜遊具の状況を確認するなど利用者の安全を確保されたい。

なお、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、露出部分を土で覆うなどの措置を取るとともに、適宜遊具の状況を確認するなど利用者の安全を確保する措置が講じられた。

#### (緑政土木局関係分)

名古屋市東谷山フルーツパークを所管する都市農業課においては、指定管理者による公園施設の維持管理業務が、業務仕様書に基づき確実に実施されていることを確認されたい。(都市農業課)

遊具による事故が生命にかかわる危険または重度の障害等につながる可能性があることに鑑み、庄内緑地を所管する緑地利活用課においては、指定管理者が点検業者から使用禁止の判定を受け必要な措置を講じた際には、当該措置を定期的に確認する仕組みとされたい。(緑地利活用課)

#### (6) 収支決算書について(その他事務)

今回の監査対象施設のうち、一部施設の業務仕様書においては、指定管理者は自主事業を行うことができるとされており、自主事業を行う場合は、指定管理業務と自主事業が区分された収支決算書を作成し市に提出するとともに、自主事業に要する経費に指定管理料を充ててはならないとされている。

令和元年度分の収支決算書の作成状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 指定管理業務と自主事業の経理区分を誤り、指定管理料で購入した切手を自主事業に使用していたもの

(公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市緑化センター・鶴舞公園】)

イ 光熱水費の消費税の税率の適用を誤っていたもの及び端数処理の方法とし

て、本来切り捨てるべきところ四捨五入していたもの

(岩間造園株式会社【名城公園】)

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、令和元年度の収支決算書を修正するとともに、今後の事務執行にあたっては自主事業に要する経費に指定管理料を充てることのないよう留意し、適正な収支決算書を作成されたい。

岩間造園株式会社においては、令和元年度の収支決算書を修正するとともに、今後の収支決算書の作成にあたっては、正確な金額を記載されたい。

なお、各指定管理者においては、令和元年度の収支決算書を正確な金額に修正し、必要な是正が講じられた。

#### (緑政土木局関係分)

緑地利活用課においては、収支決算書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し適正な収支決算書の作成について指導されたい。(緑地利活用課)

### (7) 指定管理者募集要項及び業務仕様書について(その他事務)

#### (緑政土木局関係分)

本市では、指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして、指定管理者制度の運用に関する指針(以下「指定管理者制度運用指針」という。)を定めている。指定管理者制度運用指針では、指定管理者の募集要項に業務内容等を明記する際は、申請しようとする団体が個々の業務の趣旨・内容を理解し、効果的・効率的な提案ができるよう、具体的にわかりやすいものとするとしている。また、業務仕様書には個々の業務の詳細な内容を明記することとしている。

指定管理者募集要項及び業務仕様書(以下「募集要項等」という。)の記載内容について調査したところ、庄内緑地において、現在の指定管理者による管理開始以前から水景設備が故障により稼働していないため、定期点検が不要であるにもかかわらず、募集要項等では定期点検の実施を求めている事例が見受けられた。

緑地利活用課においては、指定管理者制度運用指針に従い適正な募集要項等を作成されたい。(緑地利活用課)

## (8) 消防設備等の故障への対応について（その他事務）

名古屋市池下駐車場（以下「池下駐車場」という。）の管理運営については、名古屋市道路附属物自動車駐車場条例及び基本協定書等によりその取扱いが定められており、これらによると株式会社リテールバックオフィスサポート（以下「RBS」という。）は、災害等への対応として施設・設備等の点検を実施し危険箇所の把握を行い、速やかに対処することとされている。また、消防法等に基づく点検において不備が判明し修繕を要する場合は、本市と協議の上、本市の費用負担により修繕することとされている。

池下駐車場における消防設備等の点検及び修繕の状況について調査したところ、令和 2年 1月に実施した点検では、消防設備及び防排煙設備が故障しており、不作動となっている箇所が複数あることが判明していた。しかし、RBS から施設を所管する自転車利用課に対する報告が遅れたこと、自転車利用課と RBS による修繕に向けた協議が遅れたことにより、実際に修繕が行われたのは 6月及び 7月のことであり、約半年間にわたり故障したままの状態となっていた。

RBS においては、消防設備等の故障は重大な事故につながりかねないことを再認識した上で、各種点検により故障等が判明した際には速やかに対応されたい。（株式会社リテールバックオフィスサポート【名古屋市池下駐車場】）

### （緑政土木局関係分）

自転車利用課は、令和 2年 2月及び 3月に RBS から点検結果の報告を受けていたものの、予算執行上の都合により翌年度に修繕を行うこととした結果、修繕に向けた RBS との協議の実施が 5月及び 6月になってしまい、修繕の遅れを招くこととなった。

自転車利用課においては、消防設備等の故障は重大な事故につながりかねないことを再認識した上で、各種点検による故障等が判明した場合速やかに報告するよう RBS を指導するとともに、報告を受けた際には速やかに対応されたい。

（自転車利用課）

## 第6 意見

### 1 都市公園の運営管理について

本市では、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、平成16年度以降、公の施設の管理に民間の活力を用いる指定管理者制度の導入が進められてきた。緑政土木局所管の都市公園についても、順次導入がなされてきたところである。

今回、指定管理者が管理を行う都市公園について監査を実施したところ、指定管理者が管理する公園施設について所定の許可を受けていなかった事例や、毎年の貸付備品の検査が実施されず本市も見過ごすなど、不適切な事例が見受けられた。

また、遊戯施設について点検業者から使用禁止の判定を受けた際、指定管理者が修繕の対応を行ったものの再度危険な状況となっていた事例なども見受けられ、維持管理が指定管理者任せとなっているのではないかと懸念される。

こうした状況は、市民の安心・快適な公園利用の妨げとなる恐れがあり、緑政土木局においては、指定管理者に対する監督・指導のあり方について検証されたい。

一方、近年、都市公園の魅力向上し利用を促進させるため、庄内緑地のバーベキュー機材のレンタルや、白鳥庭園における茶室を利用したガーデンウエディングといった指定管理者による新たな自主事業が展開されるほか、平成29年4月には、名城公園において民設民営の営業施設「tonarino（トナリノ）」が開設されるなど、民間のノウハウを活用した事業が進められている。

令和3年3月に策定予定の「名古屋市みどりの基本計画2030」においても、公園の魅力向上及び活性化のため、民間の自由なアイデアや活力を取り入れながら公園施設の再整備や運営管理等に取り組むこととしている。緑政土木局においては、引き続き、民間活力を活用した整備及び運営管理や指定管理者による運営管理の充実により、都市公園の魅力向上をはかられたい。

## 2 みどりが丘公園における墓地整備事業の見直しについて

みどりが丘公園は、当時における墓地需要の増大に対応するため、昭和59年度に整備を開始し、昭和63年度から墓地の供用を開始した緑政土木局所管の公園墓地である。現計画の事業期間は令和35年度までであり、先祖代々承継の必要な従来型墓地を47,000区画整備する予定として、現在も整備を進めている。

みどりが丘公園の整備事業は、公園整備事業と墓地整備事業に区分され、墓地公園整備事業特別会計において会計事務を行っている。公園整備事業については、一般会計からの繰入金を財源として整備を行う一方、墓地整備事業については、受益者負担の考え方にに基づき、用地取得含め墓地の整備等に要するすべての費用を墓地の使用料収入で賄うことを原則としているが、先行実施している用地取得や施設整備により単年度で収支不足となる場合には、一般会計からの借入金で補填している。

当該整備事業の現状について見ると、少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化や人々のお墓に対する考え方や価値観の変化に伴い、従来型墓地の新規貸付区画数は、募集区画数に対して大きく下回り減少傾向が続いていることから、区画の整備についても見送っている状況である（図 1及び表 1参照）。また、新規貸付区画数の減少に伴い使用料収入も減少しており、収支不足が発生する一因となっている。

そのような現状を踏まえて、緑政土木局では、従来型墓地の計画区画数の見直しや新たな形態である合葬式墓地の導入等を含めた抜本的な墓地整備事業の見直しの検討を進めているところである。当初、当該整備事業の事業期間は平成12年度までであったが、これまで平成16年、22年、28年と過去 3回にわたって市民ニーズの変化や建設コストの上昇等に対応して事業内容の見直しや事業期間の延伸が行われている。今回の事業計画の見直しにおいては、今後の墓地の需要動向や収支の見込みを十分に把握、分析した上で、合葬式墓地の導入や墓地申込要件の緩和等の新たな取組により事業収支の改善に努めるとともに、市民ニーズに合った墓地を安定的、継続的に提供できるよう努められたい。

図 1 募集・新規貸付区画数及び使用料収入の推移

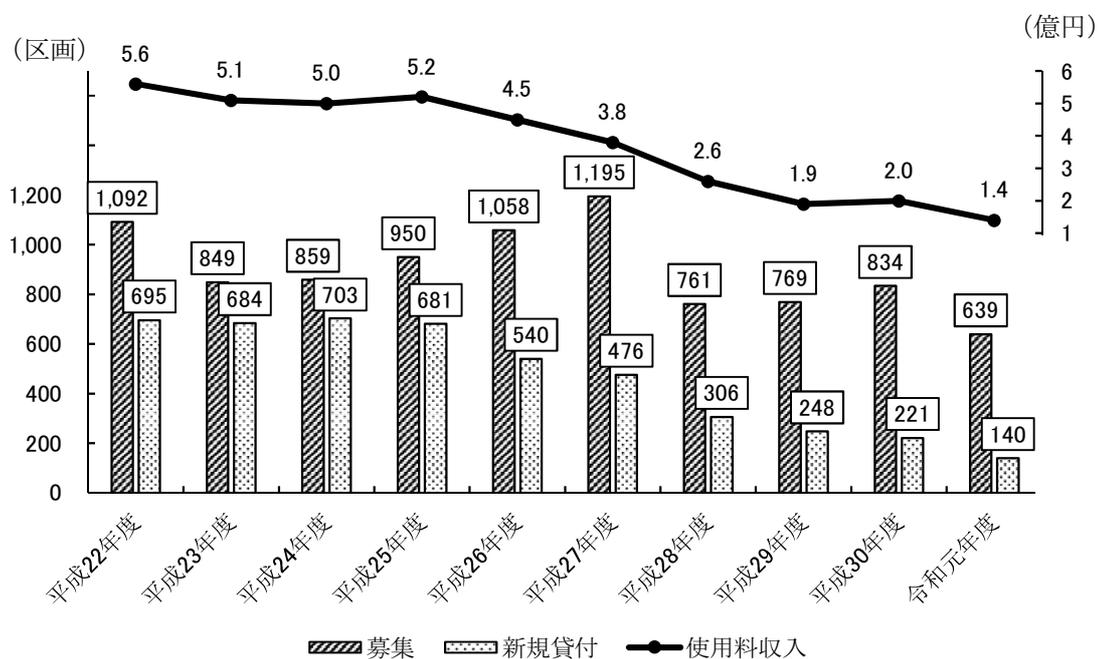


表 1 整備区画数の推移

(単位: 区画)

年度	整備数	総整備数
平成22年度	401	23,178
平成23年度	662	23,840
平成24年度	768	24,608
平成25年度	750	25,358
平成26年度	636	25,994
平成27年度	0	25,994
平成28年度	0	25,994
平成29年度	475	26,469
平成30年度	0	26,469
令和元年度	0	26,469

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市東谷山フルーツパーク（所在地：守山区大字上志段味字東谷2110番地の 353）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・所 在 地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 果樹栽培の技術の研究及び指導、青少年への植物に関する自然科学的知識の普及、名古屋市東谷山フルーツパークの施設の供用等に係る事業の実施に関する事
- ② 名古屋市東谷山フルーツパークの有料施設の利用料金の徴収に関する事
- ③ 名古屋市東谷山フルーツパークの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
名古屋市東谷山フルーツパークの入園者数	434,882人	428,976人	502,736人
世界の熱帯果樹温室の入館者数	35,045人	39,219人	33,133人
駐車場の利用台数 <sup>(注2)</sup>	15,065台	10,063台	15,171台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は、世界の熱帯果樹温室及びくだもの館の一部を閉鎖した。

(注 2) 本市が指定する有料期間のみ算出

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	145,963	管理運営費	160,752
世界の熱帯果樹温室	4,947	(人件費を含む)	
駐車場	7,445		
収入合計	158,355	支出合計	160,752

2 名古屋市農業文化園・戸田川緑地（所在地：港区春田野二丁目3204番地 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：チームYMO
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 市民への農業に関する知識の普及啓発、花き栽培の技術の研究及び指導、農業文化園の施設の供用等に係る事業の実施に関する事
- ② 戸田川緑地の公園施設を一般の利用に供すること
- ③ 戸田川緑地の有料公園施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 農業文化園・戸田川緑地の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
農業文化園の入館者数	120,013人	117,189人	112,040人
戸田川緑地の入園者数 <sup>(注2)</sup>	962,597人	950,300人	913,866人
駐車場の利用台数 <sup>(注3)</sup>	6,086台	3,282台	4,034台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は農業文化園にある農業科学館及びフラワーセンターを閉館した。

(注 2) 戸田川緑地の入園者数は、とだがわこどもランド、サービスセンター、とだがわ陽だまり館等の利用者数の合計を指す。

(注 3) 本市が指定する有料期間のみ算出

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	195,557	管理運営費	192,455
収益事業還元金	1,000	(人件費を含む)	
収入合計	196,557	支出合計	192,455

### 3 名古屋市緑化センター・鶴舞公園（所在地：昭和区鶴舞一丁目 他）

#### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・所 在 地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

#### (2) 主な指定管理業務

- ① 緑化に関する相談及び指導、緑化に関する資料の展示、緑化に関する講習会・研究会等の開催、緑化センターの施設の供用等に係る事業の実施に関すること
- ② 緑化センターの施設の使用の許可に関すること
- ③ 鶴舞公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ④ 鶴舞公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ⑤ 緑化センター・鶴舞公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

#### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
名古屋市緑化センターの入館者数	192,161人	183,231人	176,585人
鶴舞公園の入園者数	4,639,191人	4,330,666人	4,146,440人
有料公園施設 <sup>(注2)</sup> の利用件数	305件	366件	367件
駐車場の利用台数	92,021台	58,260台	88,145台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は名古屋市緑化センターを閉館した。

(注 2) 有料公園施設の利用件数は、鶴々亭（百華庵含む）、奏楽堂、普選記念壇の利用件数の合計である。

#### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	228,658	管理運営費	238,082
収益事業還元金	3,500	(人件費を含む)	
収入合計	232,158	支出合計	238,082

#### 4 東山公園展望塔（所在地：千種区田代町字瓶杵 1番 8号）

##### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：サンエイ株式会社
- ・所 在 地：刈谷市桜町三丁目 3番地

##### (2) 主な指定管理業務

- ① 東山スカイタワーを一般の利用に供すること
- ② 東山スカイタワーの使用料の徴収に関すること
- ③ 東山スカイタワーの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する  
こと

##### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
入館者数	290,360人	274,495人	239,757人

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 3日～31日の間は閉館した。

##### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	92,637	管理運営費	93,064
収益事業還元金	1,527	(人件費を含む)	
収入合計	94,165	支出合計	93,064

## 5 名城公園（所在地：北区名城一丁目）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：岩間造園株式会社
- ・所 在 地：瑞穂区中山町六丁目 3番地の 2

### (2) 主な指定管理業務

- ① 名城公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 名城公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する  
こと

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
名城公園フラワープラザ来館者数	271,023人	226,009人	263,129人
名城公園の入園者数	— <sup>(注2)</sup>	1,371,714人	1,661,509人

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はフラワープラザを閉館した。

(注 2) 平成29年度まではフラワープラザと名城公園の一部を指定管理区域としていたため、入園者数を把握していない。

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	115,817	管理運営費	116,875
収益事業還元金	740	(人件費を含む)	
収入合計	116,557	支出合計	116,875

## 6 荒子川公園（所在地：港区品川町 2丁目 他）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

### (2) 主な指定管理業務

- ① 荒子川公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 荒子川公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 荒子川公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
荒子川公園ガーデンプラザ入館者数	277,470人	282,573人	231,512人
荒子川公園の入園者数	683,626人	635,064人	629,263人
駐車場の利用台数 <sup>(注2)</sup>	934台	588台	574台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はガーデンプラザを閉館した。

(注 2) 本市が指定する有料期間のみ算出

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	115,094	管理運営費 (人件費を含む)	110,629
収入合計	115,094	支出合計	110,629

7 庄内緑地（所在地：西区山田町大字上小田井 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋市みどりの協会・ミズノグループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 庄内緑地の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 庄内緑地の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 庄内緑地の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 <sup>(注1)</sup>
庄内緑地の入園者数	1,110,238人	1,077,096人	1,206,716人
有料公園 <sup>(注2)</sup> 施設利用件数	38,454件	38,064件	32,477件

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はグリーンプラザ及び室内広場を閉館した。

(注 2) 有料公園施設の利用件数は、テニスコート、陸上競技場、ゲートボール場、室内広場の利用件数の合計である。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	140,464	管理運営費	172,646
収益還元金	27,470	(人件費を含む)	
(駐車場収益還元金)	(21,470)		
(その他収益還元金)	(6,000)		
収入合計	167,934	支出合計	172,646

## 8 白鳥庭園（所在地：熱田区熱田西町）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：しろとりの杜グループ
- ・代表者名称：岩間造園株式会社
- ・代表者所在地：瑞穂区中山町六丁目 3番地の 2

### (2) 主な指定管理業務

- ① 白鳥庭園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 白鳥庭園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 白鳥庭園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
白鳥庭園の入園者数	152,907人	147,927人	161,450人
有料公園 <sup>(注1)</sup> 施設利用件数	1,167件	1,173件	1,193件
駐車場（南側）の利用台数	18,876台	16,911台	17,669台

(注 1) 有料公園施設の利用件数は、庭園本館一の間、二の間、澄蘆、汲江軒、立礼席の利用件数の合計である。

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	99,321	管理運営費	99,750
収益事業還元金	500	(人件費を含む)	
収入合計	99,821	支出合計	99,750

## 9 日光川公園（所在地：港区藤前五丁目 他）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：PMI サンビーチ日光川
- ・代表者名称：タイガー総業株式会社
- ・代表者所在地：瑞穂区妙音通四丁目40番地

### (2) 主な指定管理業務

- ① 日光川公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 日光川公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 日光川公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日光川公園プール入園者数	152,337人	139,035人	126,329人
駐車場の利用台数	32,308台	29,856台	26,443台

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	243,960	管理運営費 (人件費を含む)	243,949
収入合計	243,960	支出合計	243,949

## 10 徳川園（所在地：東区徳川町）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：徳川の杜グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

### (2) 主な指定管理業務

- ① 徳川園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 徳川園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 徳川園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する  
こと

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
徳川園の入園者数	300,027人	337,986人	330,850人

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	127,315	管理運営費	126,754
収益事業還元金	1,017	（人件費を含む）	
収入合計	128,332	支出合計	126,754

## 11 みどりが丘公園（所在地：緑区鳴海町字笹塚 他）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：みどりの風グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

### (2) 主な指定管理業務

- ① みどりが丘公園を一般の利用に供すること
- ② みどりが丘公園の墓地の使用料及び管理料の徴収に関すること
- ③ みどりが丘公園の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

### (3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
墓地使用申込件数	248件	221件	140件
整備済区画数	26,469区画	26,469区画	26,469区画
墓地使用区画数	25,670区画	25,800区画	25,847区画

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	171,252	管理運営費	167,298
収益事業還元金	1,000	（人件費を含む）	
収入合計	172,252	支出合計	167,298

## 12 名古屋市池下駐車場（所在地：千種区覚王山通 8丁目29番 1）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社リテールバックオフィスサポート
- ・所 在 地：名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号

### (2) 主な指定管理業務

- ① 駐車場を一般の利用に供すること
- ② 駐車場の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替えを除く。）に関する事

### (3) 事業状況

（単位未満切り捨て）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
駐車場の利用台数（収容台数：190台）	159,003台	145,577台	145,599台
駐車場使用料	52,987千円	43,462千円	50,898千円

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金	50,898	管理運営費 （人件費を含む）	41,486
		本市納付金	7,525
収入合計	50,898	支出合計	49,011

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

次表の指定管理者及び施設の管理に係る住宅都市局の事務を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市営久屋駐車場	タイムズグループ	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市営金城ふ頭駐車場	名鉄協商株式会社	平成29年 3月 1日 ～令和 9年 3月31日

## 第3 監査の着眼点

- 1 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 2 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項については是正されたい。所管局においては、指定管理者に対し是正内容の確認や、助言、指導を行うほか、自らに該当する事項を是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等が発生することのないよう必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 1 事業報告書の適正な作成について（その他事務）

名古屋市営久屋駐車場（以下「久屋駐車場」という。）の管理運営については、名古屋市営路外駐車場条例施行細則や基本協定書等によりその取扱いが定められており、これらによるとタイムズグループは、毎年度終了後、経費の収支状況や業務の実施状況等を記載した事業報告書を本市に提出することとされている。また、本市から支払われる指定管理料については、業務に係る人件費その他事務執行上の経費に充当することとされている。

久屋駐車場における令和元年度の経費の支出状況について事業報告書及びその他証拠書類により調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 水道料及び場内BGM使用料について、年間を通じて経費として支出しているものの、一部の月について事業報告書への計上が漏れているもの
- イ 場内BGM使用料という同一内容の複数の支出について、「PR経費」及び「その他経費」という異なる費目にそれぞれ計上しているもの
- ウ 職員の飲料用のウォーターサーバーについて、指定管理業務に必要な経費として計上されているもの

事業報告書の記載内容が誤っている場合、指定管理料が適正に執行されているか、あるいは施設の経営状況が健全であるかなどの管理状況を正確に把握することができない。

タイムズグループにおいては、令和元年度事業報告書を修正するとともに、同様の事例が発生しないよう対策を講じられたい。

（タイムズグループ【名古屋市営久屋駐車場】）

**(住宅都市局関係分)**

所管課である交通施設管理課においては、各費目の内訳が分かる資料等を指定管理者から受領していないため、数値や内容が適正であるかの確認を行うことができず、こうした不備に気が付かなかった。

交通施設管理課においては、指定管理者を指導・監督する立場であることを改めて認識した上で、事業報告書を適正に作成するようタイムズグループに対して指導されるとともに、施設の指定管理に係る経費の支出状況を適正に把握されたい。

(交通施設管理課)

## 第6 意見

### 久屋駐車場の指定管理について

直近 3年間の久屋駐車場の指定管理に係る収支状況の推移を確認したところ、収入については現指定管理者への更新時に新規サービスの導入等により指定管理料が 2,000万円以上増額になっている一方で、支出総額については横ばいあるいは減額で推移していた。そのため、現指定管理者になってからは、収支差額が大きくなっている（表 1参照）。また、令和元年度の支出について、費目ごとの予算額と決算額の差額について見ると、もともと指定管理者の利益相当分が予算額として計上されていた「その他の経費」を除くと、委託料や使用料及び賃借料等で大きな不用額が生じていた（表 2参照）。

不用額の理由について交通施設管理課に確認したところ、予算額は指定管理者の公募時におけるタイムズグループからの提案書上の提案額であり、提案時から指定管理開始までの間にタイムズグループが関係各社と金額交渉を行った結果による削減が主な理由とのことであった。一方、施設の利用実績を見てみると、平成30年度は前年度から増加したが、令和元年度には新型コロナウイルスの影響もあり再び平成29年度の実績値近くまで減少している（表 3参照）。

指定管理者制度の目的は、民間活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることである。指定管理者の利益確保の観点から、経営努力の結果による経費削減は指定管理者に還元されるべきであるものの、施設の管理経費の縮減が本市の経費削減に結びついていないことを踏まえて、次期の指定管理者の選定にあたっては、現状の施設の管理経費の詳細を分析した上で、本市の経費削減にも資するような選定に配慮されたい。

表 1 久屋駐車場の指定管理にかかる収支状況（決算額）の推移

（単位：千円、単位未満切り捨て）

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	指定管理料	100,838	124,740	127,050
	その他	1,124	1,125	1,279
	計 A	101,962	125,865	128,329
支出 B		94,331	95,959	85,373
収支差額 A-B		7,631	29,906	42,955

（注 1）平成29年度の指定管理者は公益財団法人名古屋まちづくり公社である。

（注 2）令和元年度の金額は、令和 2年 5月29日付でタイムズグループから提出された事業報告書に記載されている金額を掲げた。

表 2 令和元年度の支出額の費目別内訳

（単位：千円、単位未満切り捨て）

費目	予算額 A	決算額 B	差額 A-B
人件費	38,721	32,749	5,971
需用費	27,216	22,164	5,051
役務費	4,185	1,311	2,874
委託料	18,583	12,038	6,545
使用料及び賃借料	9,240	4,121	5,118
備品購入費、公課費	10,070	6,970	3,099
その他の経費	16,723	6,016	10,706
計	124,740	85,373	39,366

（注 1）予算額は、公募時における提案書上の提案額と同じ金額である。

（注 2）決算額は、令和 2年 5月29日付でタイムズグループから提出された事業報告書に記載されている金額を掲げた。

表 3 久屋駐車場の利用実績

（単位未満切り捨て）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入（千円）	573,924	545,187	500,919	534,470	503,883
台数（台）	598,981	574,936	552,188	554,349	540,345

（注）平成30年度以降、料金収入が収入目標額（各年度とも 600,000千円）を下回った場合は、差額の50%を本市に支払う制度としている（ただし、14,500千円を上限とする。）。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市宮久屋駐車場（所在地：中区栄三丁目 5番12号先）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：タイムズグループ
- ・代表者名称：タイムズ24株式会社
- ・代表者所在地：東京都品川区西五反田二丁目20番 4号

(2) 主な指定管理業務

- ① 駐車場を一般の利用に供すること
- ② 料金の収納に関する事
- ③ 駐車場の維持管理及び修繕（原形を不ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

（単位未満切り捨て）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
駐車場の利用台数（収容台数：509台）	552, 188台	554, 349台	540, 345台
駐車場使用料	500, 919千円	534, 470千円	503, 883千円

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	127, 050	管理運営費	85, 373
その他	1, 279	（人件費を含む）	
収入合計	128, 329	支出合計	85, 373

（注）決算額は、令和 2年 5月29日付でタイムズグループから提出された事業報告書に記載されている金額を掲げた。

## 2 名古屋市営金城ふ頭駐車場（所在地：港区金城ふ頭二丁目 7番 2）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名鉄協商株式会社
- ・所 在 地：名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

### (2) 主な指定管理業務

- ① 駐車場を一般の利用に供すること
- ② 使用料の徴収に関すること
- ③ 駐車場の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

### (3) 事業状況

（単位未満切り捨て）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
駐車場の利用台数（収容台数：5,010台）	438,360台	453,220台	431,103台
駐車場使用料	525,370千円	569,795千円	540,404千円

### (4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	326,175	管理運営費 （人件費を含む）	308,697
収入合計	326,175	支出合計	308,697

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

上下水道局（工事）

## 第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査では、上下水道局における平成30年10月 1日から令和 2年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,838	129	4.5	181,361	31,968	17.6
委託	1,753	27	1.5	20,423	476	2.3

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、大治浄水場で当初予定していた実地検査は実施しなかった。

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の

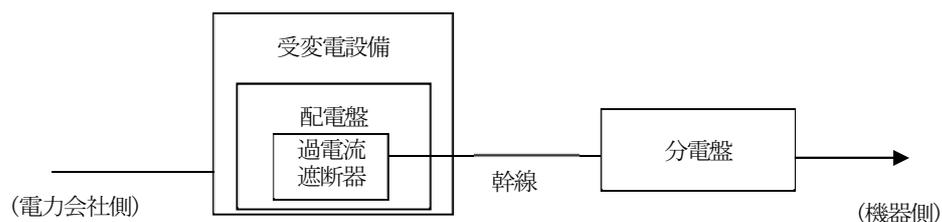
事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

## 1 指摘

### (1) 低圧幹線の設計について（設計）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。



幹線系統図の一例

「柴田水処理センター特殊電源設備工事」では、直流電源設備の更新に伴い幹線を更新する工事を行った。更新後の幹線は、許容電流が37アンペアと63アンペアであるケーブルを使用し、それぞれの幹線を保護する過電流遮断器には定格電流が 100アンペアのものを使用しており、幹線の許容電流よりも大きくなっていた。

今後同様な設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。

なお、当該工事の過電流遮断器及び幹線については、指摘に基づき令和 3年3月に技術基準の解釈に適合するよう是正を行った。 (施設課)

## (2) 屋上防水改修について（設計）

上下水道局の建築工事特記仕様書では、塗膜防水については保証期間10年で、受注者と防水工事施工業者の連帯保証書を提出するとしている。

「三階橋ポンプ所始め 2箇所建物補修工事」では三階橋ポンプ所屋上防水改修において、既設保護コンクリート上に800平方メートル程度の塗膜防水を全面的に施工する工事を行った。当初設計では絶縁工法<sup>(注 1)</sup>の予定であったが、施工時に機械基礎や配管基礎が多いため、施工が困難と判断し密着工法<sup>(注 2)</sup>に設計変更した。完了した現場を確認したところ、配管基礎と配管基礎が近いなどの施工しづらいところは未施工なままとなっていた。また、保証書については、設計変更の際に協議を行い提出しないこととしていた。

防水改修工事等を施工する場合は、局の特記仕様書に基づき保証書が確実に提出される設計とするよう局内に周知されたい。

なお、当該工事の未施工箇所については、指摘に基づき令和 3年 3月に是正を行った。（施設整備課）

### （注 1） 絶縁工法

塗膜防水（X-1）のことで、下地に通気緩衝シートを貼り付けた上に塗膜を構成するもので、破断やふくれの発生を低減する。

### （注 2） 密着工法

塗膜防水（X-2）のことで、下地に通気性のない補強布を密着した上に塗膜を構成するもので、コストが安く、軽量で複雑な部位に施工可能、通気性能を持たないためふくれが生じることがある。

## (3) 土木工事の施工管理について（施工）

上下水道局では、土木工事における施工管理は、土木工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）に従って実施するとしている。仕様書では、埋戻し工、路盤工及びアスファルト舗装工等の各工種における施工管理項目、試験方法、規格値及び必要頻度等を定めている。

仕様書に基づいた施工管理が行われているか施工計画書、検査試験成績書及び施工管理記録を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 「福江雨水滞水池構内整備工事」では、構内整備工事としてアスファルト舗装工を施工した。仕様書では、アスファルト舗装工の施工管理について、コア採取による厚さの測定、締固め度試験<sup>(注 1)</sup>を行うとしているが、実施していなかった。

イ 「清須市廻間三丁目地内50号配水管布設工事」では、配水管布設工事に伴う埋戻し工、路盤工を施工した。仕様書では、埋戻し工の品質管理について、改良土埋戻しの締固め度の確認は現場密度試験<sup>(注 2)</sup>により、一般部と管廻り<sup>(注 3)</sup>それぞれにおいて行うとしているが、管廻りにおいて実施していなかった。また、路盤工の品質管理について、粒度調整路盤材の締固め度の確認は現場密度試験により行うとしているが、実施していなかった。

ウ 「東区矢田一丁目付近下水道築造工事」では、下水道築造工事に伴う埋戻し工を施工した。その品質管理について、仕様書では標準CBR 試験<sup>(注 4)</sup>時の乾燥密度値を基に確認を行うこととしているが、誤った値を用いていた。正しい値により確認したところ、仕様書の水準を満たしていなかった。

土木工事の施工管理については、仕様書に基づいて試験を行い、作業の品質を確保されたい。また、適切な施工管理がなされるよう、施工計画書や現場の確認時などに受注者を指導されたい。さらに、検査試験成績書、施工管理記録の受領時等には、試験結果が規格値を満たしているか確認を行い、規格値を満たしていない場合には必要に応じて対策を講じられたい。

(建設工事事務所、東部管路センター、北部管路センター)

(注 1) 締固め度試験

締固められたアスファルト混合物をコア採取した供試体の空気中での質量と、水中での質量の差から算定した体積より得られる密度から締固め度を算定し、アスファルト舗装工の締固め品質を確認する試験

(注 2) 現場密度試験

掘削した試験孔に密度が既知の砂を充填し、その質量から求められる試験孔の体積と、掘削した土及び路盤材料を直接測定した質量より得られる密度から締固め度を算定し、埋戻し工の締固め品質を確認する試験

(注 3) 管廻り

埋設管の埋戻し範囲のうち、床付面から埋設管の天端の上方に、水道工事の場合30セ

ンチメートル、下水道工事の場合10センチメートルの間をいい、埋設管に衝撃を与えないように注意しながら人力により締固めを行う範囲

(注 4) 標準 CBR試験

CBR 値とは、路床などの支持力を表す指標で、標準CBR試験とは、所定の突固め方法、室内養生期間等にて作成した供試体で CBR値を計測する、改良土に対して行われる埋戻し材料の品質を確認する試験

(4) 薬液注入工における地下水等の水質監視について（施工）

土木工事共通仕様書では、薬液注入工<sup>(注)</sup>の施工に際しては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」（昭和49年 7月10日付、建設省官技発第 160号。以下「指針」という。）を遵守することとしている。

指針では、薬液の注入による地下水等の水質の汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水等の水質の汚濁の状況を注入工事が終了後半年を経過するまでの間監視しなければならないと定めている。また、水質の監視にあたっては、地下水が水質基準を満たしているか確認するため、水質検査を公的機関等において行うことと定めている。

「第 2次大幸川幹線改築工事」では、既設管内の漏水を止めるため、薬液注入工（止水注入工）を施工した。この薬液注入工の施工管理を確認したところ、指針で定めている地下水の水質の汚濁状況を監視するための水質検査を行っていなかった。

薬液注入工の施工にあたっては、地下水等を汚染する可能性があること、施工に関する指針が定められていることの重要性を認識し、指針に則した施工管理を実施するよう受注者を指導されたい。 (北部管路センター)

(注) 薬液注入工

特殊な薬液を地盤中に注入し、地盤の止水性や強度を増加させる工法

## 第6 意見

### 適切な工事監理について

上下水道局では、市民生活や社会活動を支える水道事業、下水道事業を担っており、市民に信頼される持続可能な「なごやの水道・下水道」を維持していくため、施設の老朽化対策、地震や浸水被害への対策など、限られた財源の下で多くの課題に取り組んでいる。これらの課題に対応するためには、計画的、効率的な事業の運営が必要であり、公共事業として、経済性に配慮しつつ適切に品質を確保することが求められている。実際に設計積算や工事監理の業務を行う職員には、関係法令や各種基準、仕様書に関する幅広い知識が求められる。

監査の結果、施設や設備の更新工事、改修工事の一部において、品質や環境保全に対する施工管理が不適切であったものなど、工事監理が不十分であった事例が見受けられた。これらは、工事監理を行う職員に、必要な施工管理項目に対する認識が不足していたことに起因すると思料される。また、実際に施工管理を行うのは受注者であるため、工事監理を行う職員は、施工計画書の確認時などに、各種基準や仕様書に基づき受注者に適切な指導を行う必要がある。上下水道局では、これまでも職員のスキルアップのために組織的な対応に努めているところであるが、これを契機に、職員の施工管理に対する認識と、各種基準や仕様書に基づいた受注者への指導方法について、更なる向上にむけた取り組みを検討されたい。

品質管理が不適切であった事例の一部については、工事監理が不十分であったことにより、結果として工事の品質が確保されていなかった。工事の完了後に品質の不備が判明し、手直し工事が発生した場合には、多大な費用と手間を要する可能性がある。公共事業として、工事監理業務は最少の経費で最大の効果を挙げるための重要な業務の一つであることを再認識し、適切な工事監理に努められたい。

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査<出資団体監査>

## 第2 監査の対象

名古屋市住宅供給公社（工事）

（事務所所在地：西区浄心一丁目1番6号）

## 第3 監査の着眼点

- 1 必要な試験等の適切な履行を確認する工事監理が実施されているか
- 2 入居者の安全に配慮した適切な設計及び工事監理が実施されているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査では、名古屋市住宅供給公社における令和元年10月 1日から令和 2年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	215	36	16.7	6,874	1,394	20.3
委託	178	12	6.7	2,825	280	9.9

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な対策を講じられたい。

なお、監査対象とした公社が既に是正したものについては、その内容を記載した。

## 1 指摘

### (1) 適切な工事監督及び完了検査の適正な実施について（施工）

「福德荘駐車場再整備工事」では、市営住宅の駐車場再整備を行った。現地  
の状況を確認したところ、設計図書に記載された工事内容のうち、U形側溝へ  
の鋼製蓋 2メートルが未設置、及び集水柵の蓋取替え 1箇所が未施工となっ  
ていた。また、工事内容の一部が履行されていないにもかかわらず、完了検査を  
合格としていた。

工事内容を確実に履行するため、現場における指示、立会いなど工事内容に  
応じた適切な方法によって工事監督を行われたい。また、完了検査は請負代金  
の支払い根拠となる重要なものであるため適正に行われたい。

なお、名古屋市住宅供給公社においては、指摘に基づき令和 3年 1月に鋼製  
蓋設置及び集水柵の蓋取替えを行った。 (保全課)

### (2) ひさし上からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）では、「事業者は、高さが 2  
メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそ  
れのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と定めて  
いる。

「千音寺荘 3・4・T5・T6 棟屋根防水改修工事」では、市営住宅の屋根及び  
ひさしの防水改修工事を行った。高さ 3 メートル程度ある玄関ひさし上の塗膜  
防水を施工していたことから、必要な安全対策を講  
じているか工事写真を確認したところ、ひさし上部  
の端部に墜落防止用の手すりなどを設けておらず、  
労働者が地面まで墜落するおそれがあった。

労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労  
働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行う  
よう受注者を指導されたい。 (保全課)



施工状況

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

教育委員会（総務部、教務部、子ども応援委員会制度担当部、指導部、小学校）及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区分	監査実施課室公所名		
教育委員会	事務局	総務部	総務課、企画経理課、人権教育室、教育環境計画室、学校整備課
		教務部	教職員課、学事課
	局	子ども応援委員会制度担当部	子ども応援室
		指導部	指導室、学校保健課、中津川野外教育センター
	小学校		自由ヶ丘、千石、見付、矢田、山吹、明倫、大杉、城北、楠西、宮前、榎、児玉、大野木、浮野、千成、諏訪、笹島、橘、御園、鶴舞、八事、穂波、陽明、中根、旗屋、船方、広見、篠原、豊治、千音寺、野田、中島、中川、稲永、正保、西福田、大磯、笠東、宝南、大森、廿軒家、小幡北、下志段味、鳴海、大高、長根台、桶狭間、小坂、熊の前、西山、名東、蓬来、本郷、上社、平和が丘、高坂、八事東、平針南、植田東 計59校
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課	

(注)財政局については、教育委員会監査対象部等関連事務に限る。

### 第3 監査の着眼点

- 1 学校徴収金等、職務に関連して取り扱う現金の管理は適正に行われているか
- 2 過去の監査の指摘事項が全小学校で共有され、再発防止策を踏まえて事務が適正に行われているか
- 3 内部統制体制の整備・運用が適正に行われているか

### 第4 監査の実施内容

#### 1 実施時期

令和 2年 4月24日から令和 3年 3月24日まで

#### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、小学校については当初予定していた実査を行わず、対象の59校より抽出した23校から監査対象書類の提出を受けた。

対象の59校より 抽出した23校	自由ヶ丘、見付、矢田、大杉、児玉、大野木、浮野、千成、御園、八事、中根、旗屋、船方、中島、中川、稲永、大磯、下志段味、鳴海、西山、上社、平和が丘、平針南
---------------------	--

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

### 1 指摘

#### (1) 財務会計総合システムの電子決裁について（支出事務）

本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働している。これに伴い、名古屋市会計規則が改正され、支出命令行為等の会計事務に関連する事務の意思決定を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積するとともに、行政文書の起案、決裁等の事務処理を電子的に行うこととなっている。そのため、これまで支出命令者等には紙の請求書その他審査に必要な関係書類を送付していたが、スキャナー等により電子情報化した関係書類を送付することとされた。

なお、電子情報の元となる行政文書は、当該電子情報の保存期間が満了する日までの間、適正に保管し、又は保存しなければならないとされている。

会計事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

##### ア 請書が改ざんされていたもの

指導室において、財務会計総合システムに電子情報として保存している請書が、当該電子情報の元となる紙媒体の請書と一致していない事例が見受けられた。

指導室では、契約の締結において受託者から提出された請書について、令和元年の消費税率の引上げに伴い一部内容を修正する必要性が生じた際に、請書の再提出について受託者と合意していた。一方で遅滞なく事務処理を進めるために、受託者からの再提出を待たずに既に提出されていた請書の消費税額部分を職員が電子データ上で改ざんした上で事務処理を行っていた。

(指導室)

イ 見積書が添付されていなかったもの

野田小学校において、財務会計総合システムに電子情報として保存している見積書が、誤って、別件の支出負担行為に係る見積書や単なる白紙となっている事例が見受けられた。(野田小学校)

財務会計総合システムの再構築により電子決裁による事務の効率化等を図る一方で、これまでの他所属の定期監査等においても同様の事例が見受けられるように、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、紙決裁に比較して視覚的チェックが機能しにくいというリスクがある。指導室においては、こうしたリスクを十分に認識した上で、職員の倫理意識の徹底、上司等による確認体制の強化など組織的な再発防止策を講じるとともに適正な会計事務を行われたい。(指導室)

また、支出命令者等に対し、紙の書類が送付されなくなった現在において、システム上に電子情報として保存されている行政文書こそが審査の重要な基礎である。野田小学校においては、財務会計総合システムの電子決裁に際し、紙媒体の行政文書を電子情報化した行政文書が正確に添付されているか、確実に確認を行われたい。(野田小学校)

局内の内部統制を総括する総務課並びに予算主管課である企画経理課及び学事課においては、当該事例を局内全所属で共有することで同様の事例が生じないように周知徹底を行うとともに、文書偽造につながりかねない不適正な会計処理の発生を防止するため、当該事例により露呈した業務上のリスクを踏まえ、ルールを遵守するという職場風土の醸成、組織的なチェック機能の強化など、再発防止に取り組み、会計事務の適正な執行を確保されたい。

(総務課、企画経理課、学事課)

(2) 特別支援教育就学奨励費の支給事務について（支出事務）

本市では、名古屋市立の小中学校の特別支援学級等に就学している障害のある児童生徒の保護者からの申請に基づき、特別支援教育就学奨励費を支給している。この奨励費の支給にあたっては、毎年度発出される学事課長名通知及び

特別支援教育就学奨励費の手引き等（以下「学事課長名通知等」という。）に従って事務が行われている。

学事課長名通知等によれば、主な支給対象経費には、学校給食費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等があり、その支給金額は、原則として実費額の 2分の 1である。

請求の手续としては、学校が計算等の事務を行い、学事課へ書類を提出することとなっている。学用品・通学用品購入費については、学校徴収金及び家庭で購入した物品が支給対象となるため、書類には学校徴収金で購入した教材や実習の材料について記載する箇所と、領収書等を保護者から徴取して、家庭で購入した物品について記載する箇所がある。

特別支援教育就学奨励費の支給事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 学校給食費について、行事で給食の実施がなかった分を含めて支給していたもの
- イ 学用品・通学用品購入費について、学校徴収金で購入した一部の補助教材費分を支給していなかったもの
- ウ 学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、保護者から提出された領収書の合計金額の計算を誤って支給していたもの
- エ 学用品・通学用品購入費について、支給対象とならない経費を含めて支給していたもの

特別支援教育就学奨励費については、平成30年 4月に保護者からの指摘により支給誤りが発覚したことを受けて、令和元年 5月15日に結果を公表した教育委員会の定期監査（以下「前回監査」という。）において調査を実施した。その結果、複数の学校において支給事務に誤りが見受けられたため、学事課に対し、複数人によるチェックが行われているか改めて全校調査を行うとともに、各学校への指導を徹底するよう指摘したところである。

これにより、学事課は市内全小中学校に対し、令和元年 6月 3日付で事務の点検を依頼したところ、14校で誤りが発見された。また、この結果を受け

て、令和元年12月10日付で再度、適正な処理を徹底するよう依頼している。その際、事務のポイントを分かりやすく可視化した確認シート及びチェックシートを送付し、今後の事務に活用するよう促すという対応も行っている。

このような状況であるにもかかわらず、今回の監査において、書類を取り寄せて調査を行った23校から、令和元年度に特別支援教育就学奨励費の支給事務を行っていない5校を除いた18校中、半数の9校において支給事務に誤りが見受けられた。

各小学校においては、学事課長名通知等に従い、適正な特別支援教育就学奨励費の支給事務を行われない。

(自由ヶ丘小学校、見付小学校、大野木小学校、中根小学校、旗屋小学校、船方小学校、中島小学校、大磯小学校、下志段味小学校)

また、学事課においては、担当者会の開催を通じて適正な事務処理を周知徹底するなど、各学校で同様の事務誤りが発生しない方策を再度検討されたい。

(学事課)

### (3) 学校施設の目的外使用許可について (財産管理事務)

名古屋市学校施設使用規則 (以下「学校施設使用規則」という。) 及び教育次長以下代決規程により、学校施設を目的外使用させる場合は、使用者から提出された学校施設使用許可申請書により学校長が使用の許可を行っている。また、各学校は、使用の許可の都度、学校施設使用許可報告書により事業所管課である学校整備課へ報告することとなっている。施設の目的外使用に係る使用料は、名古屋市財産条例及び名古屋市公有財産規則において、施設を無償で使用させることができる場合について規定がされており、各学校からの学校施設使用許可報告書により学校整備課で調定を行っている。

学校施設の使用許可事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 学校施設の目的外使用に係る使用料について、条例、規則等の明文の規定によらず無償としているもの

学校整備課では、民間保育園等の運動会等での学校施設の使用について、一定の要件を満たす場合に例外的に使用料を無償としているが、条例、規則

等の明文の規定によらず、組織内の取扱いにより無償としていた。

(学校整備課)

イ 学校施設の目的外使用許可に関して必要な手続を行っていなかったもの

(ア) 全ての利用者について、使用許可申請書の提出を受けずに学校施設の使用を認めていたもの

(児玉小学校、千成小学校、旗屋小学校、下志段味小学校)

(イ) 一部の利用者について、使用許可申請書の提出を受けずに学校施設の使用を認めていたもの

(上社小学校)

(ウ) 無償利用の者について、使用許可申請書の提出を受けずに学校施設の使用を認めていたもの

(八事小学校)

(エ) 使用許可の後、学校整備課へ報告すべき使用許可報告書の送付を怠っていたもの

(大野木小学校)

各小学校において、学校施設使用規則等で定められた手続を行っていない理由を確認したところ、学区団体の使用については申請が必要ないという認識である学校や目的外使用許可の手続について知らなかったという学校があった。

各小学校においては、学校施設使用規則等に基づき、施設の目的外使用許可の手続を適正に行われたい。

(各小学校)

学校整備課においては、使用料徴収について規則等の改正を行い、規定に基づく適正な使用許可事務を行われたい。

また、複数の小学校で学校施設使用規則等に基づく適正な手続が実施されておらず、正しい事務処理についての理解も十分でないことから、全学校に対して目的外使用許可の事務の実施状況を調査するなど事務手続の実施状況を把握するとともに、目的外使用許可の手続を周知徹底し、適正に事務が実施されるよう指導されたい。

加えて、各学校における当該事務の実務と各規定に齟齬が生じていることから、学校現場での事務負担の軽減も考慮の上、当該事務に関する規定の整理を検討されたい。

(学校整備課)

#### (4) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区等で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

教育委員会において定められている「名古屋市立学校（園）における外部記録媒体利用基準」（以下「利用基準」という。）によれば、学校長は、外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、所有する外部記録媒体の種類、数、保管場所等を把握すること、外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）により、利用者、利用期間、利用目的、持出先、暗号化の有無について確認し、返却時にはデータが消去されているか確認すること、月に1回、外部記録媒体の保有状況を確認し、棚卸しを行った確認を記録しておくこととされている。

また、デジタルカメラを校内で活用する場合は、口頭で許可を得ることで、利用簿への記載を省略することが可能であるとされている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

##### ア 管理簿の作成に不備があるもの

(ア) 管理簿を作成していなかったもの（大杉小学校）

(イ) USBメモリやデジタルカメラについて、管理簿への記載が漏れていたもの（八事小学校、旗屋小学校、中島小学校、平針南小学校）

##### イ 利用簿の作成に不備があるもの

(ア) 利用簿を作成していなかったもの（大杉小学校、平和が丘小学校）

(イ) USBメモリやデジタルカメラについて、利用簿への記載が漏れていたもの（浮野小学校、八事小学校、平針南小学校）

(ウ) 個別に利用される同種複数のUSBメモリやデジタルカメラについて、1枚の利用簿しか作成していなかったもの

（児玉小学校、千成小学校、旗屋小学校、中島小学校、上社小学校）

(エ) 校内でのUSBメモリの利用について、利用簿に記載していなかったもの

の

(自由ヶ丘小学校、千成小学校、八事小学校、旗屋小学校、  
船方小学校、稲永小学校、大磯小学校、下志段味小学校、  
鳴海小学校、平針南小学校)

(オ) 校外でのデジタルカメラの利用について、利用簿に記載していなかった  
もの (稲永小学校)

ウ 棚卸しを行っていないなかったもの (鳴海小学校、平針南小学校)

今回の監査において、管理簿や利用簿を作成していないなど、外部記録媒体の基本的な管理が行われていない事例が見受けられた。各小学校においては、利用基準が外部記録媒体を例外的に利用するための基準であるという原点に立ち返って、外部記録媒体を適正に管理されたい。 (各小学校)

また、利用簿に外部記録媒体を利用した証跡を残す必要があるにもかかわらず、校内でUSBメモリを利用する場合も口頭の許可で足りると誤認し、利用簿に記載を行っていない小学校が複数存在した。外部記録媒体の紛失や盗難等に伴う情報漏えいリスクが高いという意識が希薄化していることから、総務課においては、外部記録媒体の適正な管理が徹底されるよう、指導されたい。

(総務課)

#### (5) 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて (行政運営事務)

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め (以下「情報に関する定め」という。) を各課室公所长 (学校の場合は学校長) が定めている。

また、各学校における情報に関する定めについて、法律や条例等の改正などにより改定が必要な場合には、総務課より改定の依頼が行われており、例えば、特定個人情報の取扱いについて、平成28年2月には特定個人情報の事務取扱担当者やその役割等を規定する「特定個人情報事務取扱担当者一覧表」 (以

下「一覧表」という。)を作成すること等を、平成29年4月には「特定個人情報の取扱状況記録簿」(以下「記録簿」という。)により記録しなければならないこと等を規定する依頼が行われている。

情報に関する定めについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 情報に関する定めについて、改定が漏れていたもの

(八事小学校、小幡北小学校、下志段味小学校、  
長根台小学校、蓬来小学校、平針南小学校)

イ 小学校で所管する全ての文書簿冊について保管場所を定める必要があるが、一部しか定めていなかったもの

(千成小学校、八事小学校、大森小学校、甘軒家小学校、  
本郷小学校、八事東小学校)

ウ 情報に関する定めについて、一覧表を作成していなかったもの

(八事小学校)

エ 情報に関する定めについて、記録簿を作成していなかったもの

(大森小学校、桶狭間小学校、八事東小学校)

情報に関する定めに係る指摘については、前回監査を始め、繰り返し指摘しているところである。各小学校においては、本市の規定等に従い、情報に関する定め of 適正な管理・運用を徹底されたい。(各小学校)

また、総務課においては、同様の指摘が繰り返されていることを踏まえ、適正な管理が徹底されるよう、改めて指導されたい。(総務課)

なお、各小学校においては、情報に関する定めを改正するなど、必要な措置が講じられた。

## (6) 学校徴収金の管理について (行政運営事務)

学校では、直接、児童・生徒等に還元される給食、補助教材などに要する費用に充てる金銭を保護者から徴収しており、その取扱いにあたっては、教育委員会が策定した「学校徴収金マニュアル」に基づいて、公金と同様に適正に管理することとされている。

## ア 給食費について

学校徴収金のうち、給食費については、毎年度、学校保健課から給食会計事務に関する通知が各学校宛てに発出されており、これらの通知では、給食費の出納を記帳する給食会計簿や全学級の徴収額や徴収時期、未納額等を確認することができる給食費収入表等の帳簿を学校保健課の示す様式や記載例に準じて作成することとされている。

また、令和元年 7月に公表された給食費の不正な引出し等による窃取事案を受け、学校保健課から発出された令和元年 7月24日付「学校給食会計事務の再確認について」では、再発防止に向け、給食会計簿等の関係書類と通帳について定期的に確認することや決算等に使用する様式の改正等が各学校宛てに通知されている。

なお、学校が児童の保護者及び教職員等から徴収した給食費は、学校から学校給食物資の調達等を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して支払われる。

給食費に係る管理状況について、主に給食会計簿及び給食費収入表の平成31年 4月から令和元年 6月分を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (ア) 給食会計簿や給食費収入表において、記載誤り等の不備により帳簿間で突合ができなかったもの  
(矢田小学校、児玉小学校、八事小学校、中根小学校、旗屋小学校、  
中川小学校、稲永小学校、平和が丘小学校、平針南小学校)
- (イ) 事業者への未払いが確認されたもの (矢田小学校、児玉小学校)
- (ウ) 非常勤職員に係る給食費を立て替えていたもの (中川小学校)
- (エ) 決算等に使用する様式について、改正後の様式を使用していなかったもの  
(平針南小学校)

令和元年 7月に公表された給食費の不正な引出し等による窃取事案を受け令和元年 7月24日には教育長名で学校徴収金の適切な取扱いの徹底について各学校宛て通知するとともに、管理職が関係書類を照査確認すること等を明

記したチェックリストが送付されている。しかし、これを用いて学期末には学校徴収金に係る点検が各小学校で行われているにもかかわらず、23校中9校において事務処理誤りが見受けられた。

各小学校においては、令和元年度分の帳簿を整理・修正の上、事業者への未払いや給食費の徴収漏れ等の有無について改めて確認するとともに、学校保健課等からの通知に従い、給食費の適切な取扱いを徹底されたい。

(各小学校)

また、学校保健課においては、複数の小学校において記載誤り等が見受けられた給食費収入表の重要性及びその他の帳簿との関連性を改めて周知し、給食費の適切な取扱いが徹底されるよう指導されたい。(学校保健課)

## イ 学校諸費について

全校児童等の教育活動に要する経費及び諸費である学校諸費の管理に関し、「学校徴収金マニュアル」では、保護者に対し、事業を行う前に学年だより等で具体的な学校徴収金の内訳をお知らせする必要があること、現金により集金した場合は、領収書を交付し控えを保管することが定められている。集金した現金については、概ね1週間以内に金融機関等に預け入れ、記録されるようにするのが望ましいとされている。

また、物品の購入等支出に際しては、業者から納品書を徴し保管すること、支払いは必ず領収書と引き換えに行い、納品書とともに保管することが定められている。

学校諸費に係る管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 学年会計簿と通帳の日付や金額との間に齟齬があり、正確な現金の流れが把握できなかったもの

(自由ヶ丘小学校、御園小学校、八事小学校、  
稲永小学校、下志段味小学校)

(イ) 収支に係る証拠書類の保管を行っていないもの

a 保護者に交付した領収書の控えの保管を行っていないもの

(八事小学校、稲永小学校)

b 支出の証拠書類である領収書の保管を行っていなかったもの

(八事小学校、中根小学校)

(ウ) 納品書の保管を行っていなかったもの

(八事小学校)

(エ) 別会計からの流用や個人現金等による立替払を行っていたもの

(自由ヶ丘小学校、浮野小学校、八事小学校、  
中根小学校、稲永小学校)

学校徴収金は、学校が保護者からその執行について信託を受けて預かっている金銭であり、いつ誰が見ても分かる会計処理や証拠書類の確実な保管が求められている。各小学校においては、「学校徴収金マニュアル」に従い、適切に学校諸費を管理されたい。

特に、立替払については、過去の監査において繰り返し指摘しているとおり、学校徴収金と個人現金との境界線を曖昧にすることから、厳に慎まれない。  
(各小学校)

## 第6 意見

### 学校における適正な事務の執行の確保について

教育委員会では、令和元年 7月に約 450万円にも上る給食費の不正な引出し等による窃取事案を公表した。この事案が給食会計帳簿の点検・確認作業の不備等を背景とし発生したことから、不適正な会計処理の再発防止策として、給食会計簿等の関係書類の定期的な確認の徹底や「学校徴収金チェックリスト」による関係書類の点検を実施することとした。

今回の監査では、給食費を含む学校徴収金等の管理や過去の監査の指摘事項に係る再発防止策を踏まえた事務の執行等に着眼し監査を実施したところであるが、一部の学校においてこれまでと同様の事務処理誤りが見受けられた。特に給食費については、上記の重大な不祥事例を受け、再発防止策として関係書類の確認の徹底等を実施することとされているにもかかわらず、再発防止策が徹底されていないため、関係書類の記載誤り・記載漏れやそれに伴う事業者に対する給食費の未払い等が確認された。

学校現場において再発防止の仕組みが十分に機能していない状況が見受けられることから、各学校においては、給食費を始め各事務について、再度自己点検を行うとともに、本庁各所管課においては、各学校における再発防止策が適正かつ効果的に実施されているか確認し、実態に応じた再検討を行われたい。

また、全国的に学校現場における多忙化解消が喫緊の課題とされ、学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であると言われる中で、本市においてもスクール・サポート・スタッフの配置等によるマンパワーの充実や、小学校部活動の民間事業者への委託などの様々な取組みを進めているところであるが、個々の事務に目を向けると、給食費の帳簿整理など、各学校において煩雑な事務処理が必要とされることもあり、こうしたことが事務処理誤りを生じさせる一因となっていることも考えられる。

現在、学校現場では 2中学校区を基本として全小中学校を55ブロックに分けて実施している学校間連携の中で、学校事務の相互点検を行うなど、学校事務の適正化、効率化に取り組んでいるところである。教育委員会においては、多忙化す

る学校現場における事務負担の軽減も十分考慮の上、必要に応じて業務プロセスの再検討を行うとともに、学校間連携での各ブロックの好事例等を局全体に広げるなど、その枠組みを最大限に活用し、本庁所管課と各学校が一丸となって、適正な事務の執行を確保されたい。

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

## 第2 監査の対象

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー

（事務所所在地：中区栄二丁目10番19号）

観光文化交流局

## 第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 3年 3月24日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和元年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日）に執行された公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、ビューローに対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、ビューローに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 団体の概要

観光文化交流局所管の出資団体であるビューローは、名古屋市及び周辺地域の産業技術、文化、歴史等の資源を活用して、コンベンションの誘致及び観光の振興を図ることにより、名古屋市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成 2年10月、その前身である社団

法人名古屋市観光推進協会（昭和60年 7月設立）を組織変更し、財団法人名古屋観光コンベンションビューローとして設立された。平成23年 6月には、公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、現在に至っている。

ビューローの基本財産は10億 5,500万円であり、そのうち本市の出捐額は 5億円である。

主な事業内容は、①コンベンション事業、②観光事業、③イベント事業、④観光案内所の管理・運営事業、⑤観光案内所観光宣伝物品販売事業、⑥会員サービス事業などである。

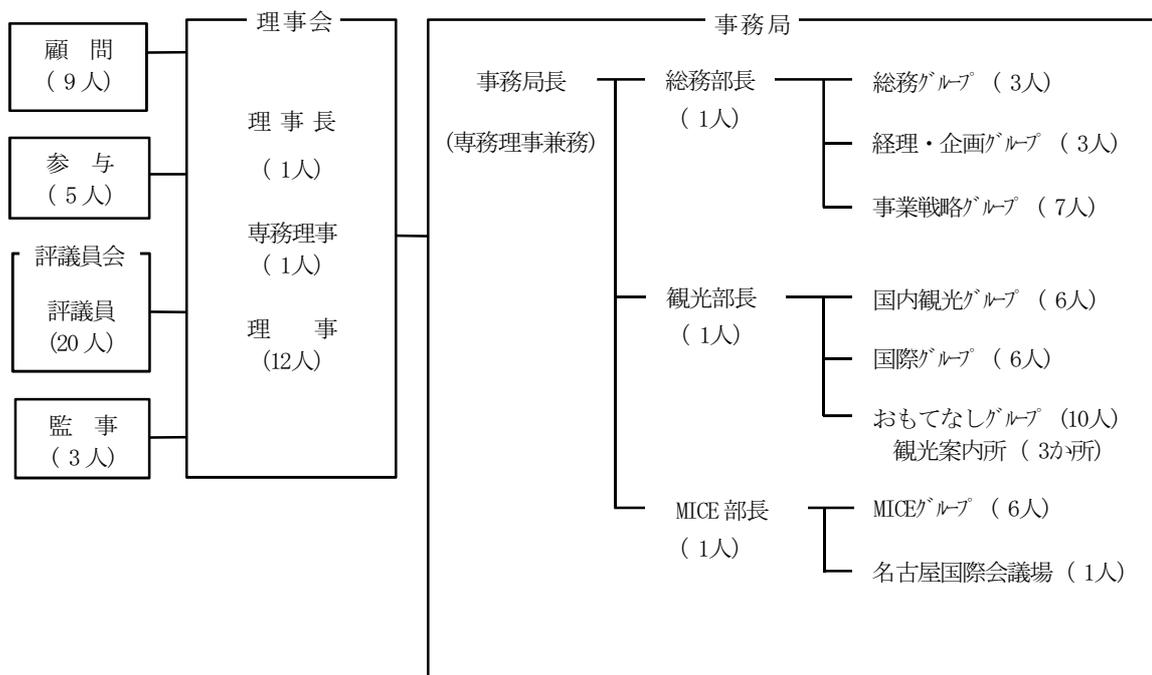
これらの事業を運営するため、理事会、顧問、参与、評議員会、監事及び事務局が置かれており、職員数は45人（専務理事が兼務する事務局長を除く。嘱託員11人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和元年度において、本市はビューローに対して、観光客の誘致宣伝活動やコンベンション誘致活動等に対する補助金として、 3億 7,299万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

## 機構図

(令和 2年 3月31日現在)



## 1 事業状況

### (1) 公益目的事業

#### ア コンベンション事業

コンベンションに関する情報の収集・分析及び説明会等の開催並びに名古屋市及びその周辺地域でコンベンションを開催する団体等に対する助成等の開催支援を行っている。

#### イ 観光事業

新たな観光資源の発掘に対する助成等による観光に関する資源の造成、観光物産展の開催等による観光に関する広報及び情報の提供、地方公共団体及び観光に関する事業を行う団体等との連携によるプロモーションの展開等を通じ、観光客の誘致を行っている。

#### ウ イベント事業

名古屋の魅力を広く発信する各種イベントの開催及びこれに類するイベントを開催する団体等に対する助成等の開催支援を行っている。

エ 観光案内所の管理・運営事業

名古屋駅を始め市内 3か所の観光案内所の管理運営を本市から受託し、観光案内所において観光客に対する情報の提供、地域住民のボランティアによる観光案内等を行っている。

(2) 収益事業等

ア 観光案内所観光宣伝物品販売事業

観光案内所を訪れる観光客及び市民の利便のため、観光絵はがき、一日乗車券等の物品を販売している。

イ 会員サービス事業

賛助会員を一層獲得するため、交流会の開催や情報提供サービス等を行っている。

2 決算状況

平成30年度及び令和元年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 1表及び第 2表のとおりである。

第 1表 比較正味財産増減計算書

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日  
 令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

科 目	平成30年度	令和元年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	8,906	9,081	175	102.0
② 受取会費	24,743	24,939	196	100.8
③ 事業収益	53,370	52,168	△1,201	97.7
④ 負担金収益	867	532	△334	61.5
⑤ 受託事業収益	94,092	94,870	777	100.8
⑥ 受取補助金	380,041	372,996	△7,044	98.1
⑦ 雑収益	1,238	1,542	304	124.6
経常収益計	563,259	556,132	△7,127	98.7
(2) 経常費用				
① 事業費	545,919	565,340	19,421	103.6
② 管理費	13,901	19,360	5,459	139.3
経常費用計	559,821	584,701	24,880	104.4
評価損益等調整前当期経常増減額	3,438	△28,569	△32,007	—
特定資産評価損益	△29	△1,674	△1,645	5,671.9
当期経常増減額	3,408	△30,244	△33,652	—
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	3,408	△30,244	△33,652	—
一般正味財産期首残高	372,487	375,896	3,408	100.9
一般正味財産期末残高	375,896	345,651	△30,244	92.0
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金	380,041	372,996	△7,044	98.1
② 基本財産受取利息	8,906	9,081	175	102.0
③ 一般正味財産への振替額	△388,948	△382,078	6,869	98.2
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	1,055,000	1,055,000	—	100
指定正味財産期末残高	1,055,000	1,055,000	—	100
III 正味財産期末残高	1,430,896	1,400,651	△30,244	97.9

第2表 比較貸借対照表

平成30年度 平成31年 3月31日現在  
令和元年度 令和 2年 3月31日現在

科 目	平成30年度	令和元年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
<b>I 資産の部</b>				
1 流動資産				
現金	279	184	△ 94	66.1
預金	82,688	71,043	△ 11,645	85.9
有価証券	270,927	270,421	△ 505	99.8
未収金	18,786	24,485	5,698	130.3
仮払金	248	51	△ 196	20.9
前払金	420	359	△ 60	85.6
貯蔵品	11,333	16,439	5,105	145.1
立替金	—	532	532	皆増
貸付金	—	—	—	
貸倒引当金	△ 120	△ 200	△ 80	166.7
流動資産合計	384,565	383,319	△ 1,245	99.7
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	2,265	2,265	—	100
投資有価証券	1,052,734	1,052,734	—	100
基本財産合計	1,055,000	1,055,000	—	100
(2) 特定資産				
コンベンション振興事業積立金	70,345	48,673	△ 21,671	69.2
特定資産合計	70,345	48,673	△ 21,671	69.2
(3) その他の固定資産				
建物附属設備	0	0	—	100
備品	0	0	—	100
ソフトウェア	0	0	—	100
敷金	3,674	3,674	—	100
その他の固定資産合計	3,674	3,674	—	100
固定資産合計	1,129,019	1,107,348	△ 21,671	98.1
資産合計	1,513,584	1,490,667	△ 22,917	98.5
<b>II 負債の部</b>				
1 流動負債				
未払金	77,928	84,594	6,666	108.6
預り金	1,173	2,172	998	185.1
仮受金	129	—	△ 129	皆減
前受金	277	108	△ 168	39.2
賞与引当金	3,179	3,140	△ 39	98.8
流動負債合計	82,688	90,015	7,326	108.9
2 固定負債				
固定負債合計	—	—	—	
負債合計	82,688	90,015	7,326	108.9
<b>III 正味財産の部</b>				
1 指定正味財産	1,055,000	1,055,000	—	100
(うち基本財産への充当額)	(1,055,000)	(1,055,000)	(—)	(100 )
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)	
2 一般正味財産	375,896	345,651	△ 30,244	92.0
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)	
(うち特定資産への充当額)	(70,345)	(48,673)	(△ 21,671)	(69.2)
正味財産合計	1,430,896	1,400,651	△ 30,244	97.9
負債及び正味財産合計	1,513,584	1,490,667	△ 22,917	98.5

## 第6 監査結果

### 1 団体に対する指摘

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 観光文化交流局に対する指摘

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

## 第7 その他

### 経営戦略計画に定める成果指標について

ビューローでは、現在、第3期の「経営戦略計画（計画期間：令和2～5年度）」（以下「第3期経営戦略計画」という。）に則って事業を実施しているが、その前計画である第2期の「経営戦略計画（計画期間：平成29～令和元年度）」に定める成果指標7項目の達成状況を確認したところ、「ウェブサイト総ページビュー数」、「観光案内所への来訪者数」の2項目において、目標値と実績値の乖離に広がりが見られた（第3表を参照）。

第3表 成果指標の達成状況（成果指標の一部のみ掲載）

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
ウェブサイト総ページビュー数	目標値	万件 1,400	万件 1,450	万件 1,500
	実績値	1,284	1,151	1,051
観光案内所への来訪者数 （うち外国人来訪者数）	目標値	万人 82 (11)	万人 84 (11.5)	万人 86 (12)
	実績値	83 (13)	81 (13)	72 (12)

(注) 1 上記指標の目標値は、「ウェブサイト総ページビュー数」については、毎年50万件ずつの増加、「観光案内所への来訪者数」については、毎年2万人ずつの増加を目指して設定されている。

2 上記指標に対する実績値にあつては、万件未満又は万人未満の端数を四捨五入。

これらの原因について、ビューローに確認したところ、「ウェブサイト総ペー

ジビュー数」については、スマートフォン等の端末の進化への対応が遅れている、またサイト内の回遊性が低いとの分析がなされ、「観光案内所への来訪者数」については、スマートフォン等の普及により手軽に自分で観光情報を収集することが可能となったため、来訪者数が減少する傾向にあるとの分析がなされている。

こうした状況を踏まえ、ビューローでは、令和元年度末にウェブサイトの全面リニューアルを行い、また、日本政府観光局が認定する外国人観光案内所の最高ランクであるカテゴリ 3<sup>(注)</sup>を取得している案内所という特色をいかし、来訪者のニーズに的確に対応するため、第 3期経営戦略計画において成果指標を「観光案内所への外国人来訪者数」に変更を行ったところである。

観光案内所については、令和 3年度より観光文化交流局において、リニア中央新幹線の開業等に向け、観光案内機能の強化を図るため、名古屋市観光案内所の基本構想策定が予定されており、ビューローにあっては、現に管理運営する立場から、観光案内所の現状、課題等について観光文化交流局に伝えるとともに、今後も利用者のニーズや環境の変化を的確にとらえた成果指標の設定や進捗管理を行われたい。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、とりわけインバウンド需要が激減する等、観光産業において深刻な影響が生じているが、今後も名古屋の観光を推進し、地域の産業経済の活性化を図っていくうえで、ビューローの果たす役割は依然として大きい。

ビューローにあっては、新型コロナウイルス感染症の収束以後を見据え、本市や観光事業者等と連携しつつ、ビューローがこれまで培ってきたノウハウやネットワークを最大限いかし、観光ニーズの把握や新たな観光資源の発掘、観光客等の誘致・受入環境の整備に主体的に取り組まれたい。

(注) 外国人旅行者の受入環境の整備に向け、外国人観光案内所のさらなる質の向上を図ること等を目的として、日本政府観光局による外国人観光案内所の認定制度が設けられ、案内所の提供するサービス内容の質に基づく認定基準によりカテゴリ 1、2、3に区分される。令和 3年 1月末現在、これらのカテゴリに認定された案内所は全国で 1,076か所で、このうち最高ランクのカテゴリ 3に認定されたものは、ビューローが管理運営をしている 3か所（金山、名古屋駅、オアシス21）を含め全国で51か所ある。

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

## 第2 監査の対象

名古屋市住宅供給公社（事務所所在地：西区浄心一丁目 1番 6号）

住宅都市局

## 第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 保有資産は適切に管理され有効に活用されているか
- 4 借入金の償還は計画的に行われているか
- 5 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 3年 3月24日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和元年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日）に執行された名古屋市住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、供給公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、供給公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的と

して、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第 124号）に基づき、その前身である財団法人名古屋市住宅公社（昭和23年 6月の設立当初は財団法人名古屋市住宅建設社として発足）を組織変更して、昭和40年11月に設立された。平成11年 4月からは財団法人名古屋市住宅管理公社（昭和47年 2月設立）を統合し現在に至っている。

供給公社の基本財産は 5,000万円であり、全額本市の出資である。

主な事業内容は、①市営住宅等管理事業、②賃貸住宅等事業、③受託事業などである。

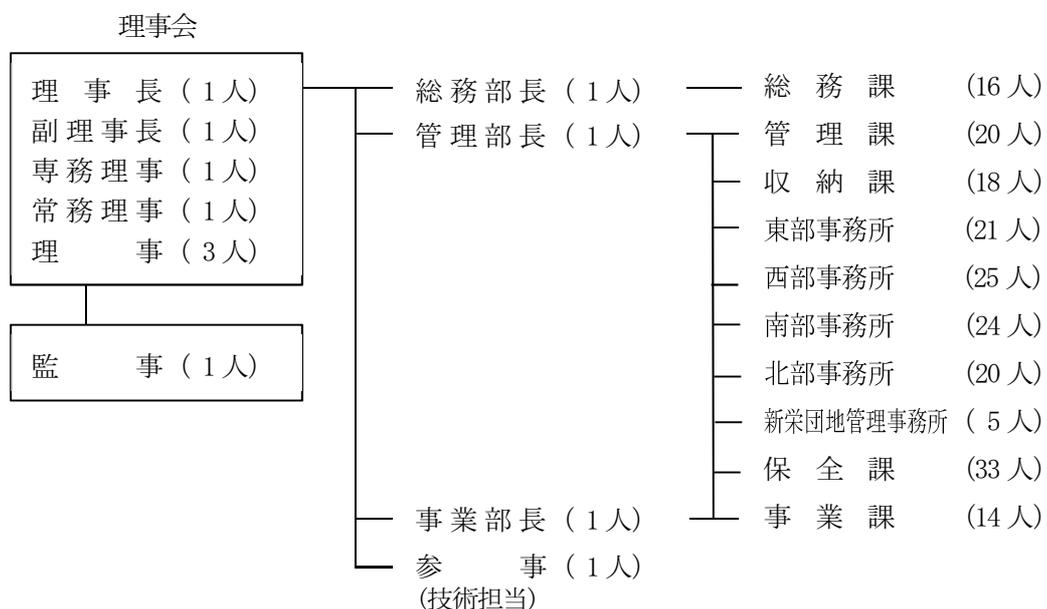
これらの事業を運営するため、理事長はじめ役員 7人、監事 1人が置かれており、職員数は 200人（嘱託員 117人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和元年度において、本市は供給公社に対して、公営住宅法（昭和26年法律第 193号）による管理代行制度に基づく管理代行に係る委託料として99億 9,014万円を、地方自治法による指定管理者制度に基づく指定管理料として14億 1,825万円を支出するとともに、特定優良賃貸住宅供給促進事業における子育て支援補助金として 141万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

## 機構図

（令和 2年 3月31日現在）



## 1 事業状況

### (1) 市営住宅等管理事業

本市から市営住宅及び定住促進住宅について、計画修繕、経常修繕、施設保全、施設整備、家賃及び駐車場使用料の収納事務、滞納家賃及び駐車場使用料の納付指導、入居募集手続事務、その他これに附帯する事務を受託している。市営住宅及び定住促進住宅の管理戸数及び駐車場の管理台数の推移は第1表のとおりである。

第1表 住宅の管理戸数及び駐車場の管理台数の推移（各年度 3月31日現在）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
住宅の管理戸数	市営住宅	公 営 住 宅	戸 57,073	戸 56,523	戸 56,528
		改良住宅等	3,919	3,905	3,905
		計	60,992	60,428	60,433
	定住促進住宅	1,832	1,832	1,832	
	合 計	62,824	62,260	62,265	
駐車場の管理台数	市営住宅	公 営 住 宅	台 33,060	台 33,027	台 32,987
		改良住宅等	1,704	1,683	1,682
		計	34,764	34,710	34,669
	定住促進住宅	1,838	1,838	1,838	
	合 計	36,602	36,548	36,507	

### (2) 賃貸住宅等事業

賃貸住宅 1,700戸（専用住宅 1,606戸及び専用店舗94戸）、事務所 3か所、その他施設 4か所及び駐車場 1,248台の管理運営を実施している。

### (3) 受託事業

供給公社が過去に分譲した共同住宅の管理組合等から、住宅管理業務や大規模修繕等コンサルティング業務等を受託している。

## 2 決算状況

平成30年度及び令和元年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。

第2表 比較損益計算書

平成30年度 平成30年4月1日～平成31年3月31日  
令和元年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日

科 目	平成30年度	令和元年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
事業収益	12,818,990	12,278,413	△ 540,577	95.8
分譲事業収益	—	—	—	—
賃貸管理事業収益	1,609,705	1,607,500	△ 2,204	99.9
その他事業収益	75,389	108,168	32,779	143.5
受託事業等収益	11,133,895	10,562,743	△ 571,152	94.9
事業原価	12,617,543	11,945,614	△ 671,928	94.7
分譲事業原価	22,310	—	△ 22,310	皆減
賃貸管理事業原価	1,433,841	1,327,902	△ 105,939	92.6
その他事業原価	77,304	105,181	27,877	136.1
受託事業等原価	11,084,086	10,512,531	△ 571,555	94.8
一般管理費	39,817	41,465	1,647	104.1
事業利益	161,629	291,332	129,703	180.2
その他経常収益	32,279	36,084	3,805	111.8
その他経常費用	41,052	54,411	13,359	132.5
経常利益	152,856	273,006	120,149	178.6
特別利益	714	—	△ 714	皆減
特別損失	10,473	9,126	△ 1,347	87.1
当期純利益	143,097	263,879	120,782	184.4
特定目的積立金取崩	—	—	—	—
当期総利益	143,097	263,879	120,782	184.4

第 3表 比較貸借対照表

平成30年度 平成31年3月31日現在  
令和元年度 令和 2年3月31日現在

科 目	平成 30 年度	令和元年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	5,257,346	4,672,856	△ 584,490	88.9
現金預金	2,593,169	2,186,047	△ 407,122	84.3
有価証券	2,500,000	2,300,000	△ 200,000	92.0
未収金	164,839	180,855	16,016	109.7
分譲事業資産	—	—	—	—
その他事業資産	—	—	—	—
前払金	9,794	9,730	△ 64	99.3
その他流動資産	24,312	24,665	352	101.5
貸倒引当金	△ 34,769	△ 28,442	6,327	81.8
固定資産	19,232,101	18,838,160	△ 393,941	98.0
賃貸事業資産	16,569,692	16,179,407	△ 390,285	97.6
事業用土地資産	—	—	—	—
その他事業資産	143,019	128,802	△ 14,216	90.1
有形固定資産	724,503	742,221	17,717	102.4
無形固定資産	36,487	43,726	7,238	119.8
その他の固定資産	1,761,643	1,747,248	△ 14,395	99.2
貸倒引当金	△ 3,244	△ 3,244	—	100
資産合計	24,489,448	23,511,016	△ 978,431	96.0
流動負債	10,349,801	9,636,485	△ 713,315	93.1
短期借入金	7,646,000	7,164,000	△ 482,000	93.7
次期返済長期借入金	324,331	324,446	115	100.0
未払金	2,042,390	1,813,958	△ 228,431	88.8
前受金	2,785	2,089	△ 695	75.0
預り金	331,732	330,867	△ 865	99.7
その他の流動負債	2,562	1,123	△ 1,438	43.8
固定負債	10,981,047	10,452,052	△ 528,995	95.2
長期借入金	7,905,785	7,581,339	△ 324,446	95.9
預り保証金	1,153,342	1,130,718	△ 22,624	98.0
繰延建設補助金	164,864	160,251	△ 4,613	97.2
引当金	1,648,089	1,579,742	△ 68,346	95.9
その他固定負債	108,964	—	△ 108,964	皆減
負債合計	21,330,849	20,088,538	△ 1,242,311	94.2
資本金	50,000	50,000	—	100
剰余金	3,108,599	3,372,478	263,879	108.5
資本剰余金	—	—	—	—
利益剰余金	3,108,599	3,372,478	263,879	108.5
資本合計	3,158,599	3,422,478	263,879	108.4
負債及び資本合計	24,489,448	23,511,016	△ 978,431	96.0

## 第6 監査結果

### 1 団体に対する指摘

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な対策を講じられたい。

なお、既に供給公社が是正し必要な対策を講じたものについては、その内容を記載した。

#### (1) 情報セキュリティに関する取組みについて（その他事務）

供給公社では「名古屋市住宅供給公社情報セキュリティポリシー対策基準」（以下「対策基準」という。）において、保有する情報資産の情報セキュリティ確保に必要な事項を定めている。

情報セキュリティに関する取組状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 対策基準では、情報セキュリティに関わるリスク分析の実施計画を策定し、同計画に基づきリスク分析を実施することとされているが、平成24年8月1日に対策基準が制定された以降、リスク分析の実施計画は策定されておらず、同計画に基づくリスク分析も実施されていなかった。

イ 対策基準では、サーバ室に対する対策として、常時利用する出入口を1か所とし、生体認証等を使用した入退室管理システムによる入退室の記録の管理を行い、施錠管理することとされている。

実際には、入退室管理システムによる管理が施された出入口とは別に、常駐する外部委託業者の執務室からサーバ室へ直接出入りするための出入口1か所が設けられており、この出入口より外部委託業者は記録を残さず入退室を行い、かつ、施錠もなされていなかった。

また、サーバ室内には打合せスペースが設けられているほか、プリンタ機器も設置されており、サーバ室に入室する必要のない業務であっても入退室が行われていた。

ウ 対策基準では、アクセス権限を割り当てた利用者を識別するために、識別番号（ID）、パスワード等により、利用者を認証する仕組みをあらかじめ

コンピュータ等及びアプリケーションソフトウェアに実装することとし、パスワードは、8桁以上の桁数とし、数字、英文字を組み合わせることとされているが、複数名の経理担当者が経理システムを使用する際、同一のユーザーIDを使用しており、また、8桁未満の数字のみによるパスワードが設定されていた。

エ 対策基準では、所管する課の情報セキュリティポリシーの順守状況に関し、別に定める「情報保護マニュアル」に基づき定期的に点検を行うこととし、当該マニュアルでは、「情報に関する点検表」の各項目を毎月15日前後に点検することとされているが、いずれの課においても点検は行われていなかった。

対策基準に基づき、情報セキュリティに関する取組みを適正に行われたい。

(総務課)

なお、供給公社においては、指摘したウ、エについては是正し必要な対策が講じられた。

## 2 住宅都市局に対する指摘

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

## 第7 その他

### 借入金の計画的な償還について

供給公社では、本市の住宅施策を補完・代替する役割を担うとともに、自主的・自立的で持続可能な団体を目指し、基幹事業の市営住宅管理事業・賃貸事業へのシフトによる経営の安定化に取り組んでおり、平成28年3月に第3次中期経営計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）を策定し、さらなる経営改善に取り組んでいる。

同計画において設定された成果指標のうち、財務強化に関する成果指標（借入金残高）は、第4表のとおりである。

第 4表 借入金残高の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
借入金残高		百万円 17,710	百万円 16,787	百万円 15,876	百万円 15,069
内 訳	名古屋市	16,125	15,561	14,997	14,435
	民間金融機関	1,584	1,226	878	634
第 3次中期経営 計画の目標金額		17,713	16,790	15,876	15,070

(注) 百万円未満の端数を切捨て

借入金残高は、毎年減少しており、第 3次中期経営計画における各年度の目標金額を達成しているものの、依然として多額の借入金（令和元年度末の総資産に対する借入金の比率（借入金依存度）は64.1%）を抱えており、このうち本市からの借入金の一部については、本市との協議を行い、償還期限を延伸している状況である。

供給公社においては、自らが保有する賃貸住宅の家賃等収入が供給公社の収益源となることから、賃貸住宅の有効活用や入居促進により収益性を高め、償還財源の確保に努めるとともに、本市との協議を進め、計画的な借入金の償還に努められたい。

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

## 第2 監査の対象

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）及び市の補助金に係る健康福祉局の事務を対象として実施した。

## 第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 2年 8月20日から令和 3年 3月24日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までにシルバー人材センターが執行した市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、シルバー人材センターに対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち、シルバー人材センターに対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 補助金の交付

令和元年度において、本市はシルバー人材センターに対し、高年者能力活用事業補助金 1億 6,672万円を支出している。

当該補助金は、高齢者が有する豊かな経験及び能力並びに技術を生かして、就業することによって、活力ある地域社会づくりを目的として、シルバー人材センターが行う高年者能力活用事業（シルバー人材センター事業及び子育て支援事業）に対して補助を行うものである。

(補助金額の内訳(令和元年度))

- ・シルバー人材センター事業 1億 5,457万円
- ・子育て支援事業 1,214万円

(注) 万円未満切捨て

## 第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

シルバー人材センターにおいては、今後の事務執行にあたり、該当する事項について是正されたい。健康福祉局においては、シルバー人材センターに対し是正内容の確認や、助言、指導を行うほか、自らに該当する事項を是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。

また、健康福祉局において措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 補助金の精算事務について(その他事務)

本市はシルバー人材センターに対して、名古屋市高年齢者能力活用事業補助金交付要綱に基づき、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供」などの事業に要する人件費等の経費を対象として補助金を交付しており、シルバー人材センターは、事業終了後、速やかに事業実施報告書を本市に提出することとなっている。

シルバー人材センターから本市に提出された事業実施報告書の内容について調査したところ、人件費の精算額として報告された金額の中に、補助対象の事業に従事していない職員の人件費が一部含まれていた。

シルバー人材センターにおいては、事業実施報告を行うにあたって、補助対象となる事業に要した経費を正しく報告するとともに、過払いとなっている補助金については返還されたい。

### (健康福祉局関係分)

高齢福祉課においては、事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続きであることから、適正に確認を実施した上で補助金の精算を

行うとともに、シルバー人材センターに対し、事業実施報告を適正に行うよう指導されたい。また、過払いとなっている補助金については返還を求められたい。

(高齢福祉課)

## 《参考資料》 監査対象の概要

### 1 財政援助団体の概要

- ・名 称：公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
- ・所 在 地：昭和区御器所通 3丁目12番地の 1
- ・主な事業内容：①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業②就業を希望する高齢者のために、就業機会を確保するために行う名古屋市の公の施設の指定管理業務 等

### 2 事業状況

表 会員数、就業実人員及び就業率（各年度 3月31日現在）

年度	会員数	就業実人員	就業率
平成29年度	8,427人	6,111人	72.5%
平成30年度	8,395人	5,934人	70.7%
令和元年度	8,445人	5,798人	68.7%

(注) 1 就業実人員…少なくとも年 1回就業した会員の数。

2 就業率…就業実人員を会員数で除したもの（小数点以下第 2位を四捨五入）。

### 3 収支状況（令和元年度）

#### 正味財産増減計算書

(単位：千円、単位未満切捨て)

科目	金額
経常収益	3,232,416
経常費用	3,240,331
当期経常増減額	△7,914
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△7,914

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

コングレ・名古屋観光コンベンションビューローコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）及び公の施設の管理に係る観光文化交流局の事務を対象として実施した。

なお、本市は、地方自治法第244条の2第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、コンソーシアムを、本市が設置する公の施設である名古屋国際会議場（以下「国際会議場」という。）の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）。

## 第3 監査の着眼点

- 1 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 2 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和2年8月20日から令和3年3月24日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までにコンソーシアムが執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、コンソーシアムに対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

## 《参考資料》 監査対象の概要

名古屋国際会議場（所在地：熱田区熱田西町 1番 1号）

### 1 指定管理者の概要

- ・名称：コングレ・名古屋観光コンベンションビューローコンソーシアム
- ・代表者名称：株式会社コングレ
- ・代表者所在地：大阪市中央区淡路町三丁目 6番13号

### 2 主な指定管理業務

- ① 一般の利用に供すること
- ② 使用の許可に関すること
- ③ 利用料金等に関すること
- ④ 施設の維持管理及び修繕に関すること

### 3 事業状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用可能日数	10,025日	9,879日	9,935日
利用日数	6,285日	6,453日	6,512日
利用率	62.7%	65.3%	65.5%

- (注) 1 利用可能日数及び利用日数は、センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室 2室、会議室22室及びリハーサル室 2室について、施設ごとの利用可能日数及び利用日数を合計した。
- 2 利用率＝利用日数を利用可能日数で除したもの（小数点以下第 2位を四捨五入）。

### 4 収支状況（令和元年度）

観光文化交流局に報告された名古屋国際会議場の管理に係る収支状況は、以下のとおりである。

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金収入	1,016,310	管理運営経費	910,786
その他収入	32,339	(人件費を含む)	
		市への納付金	51,865
収入合計	1,048,649	支出合計	962,651

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）及び公の施設の管理に係る健康福祉局の事務を対象として実施した。

なお、本市は、地方自治法第244条の2第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、シルバー人材センターを、本市が設置する公の施設である名古屋市高齢者就業支援センター（以下「高齢者就業支援センター」という。）の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）。

## 第3 監査の着眼点

- 1 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 2 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和2年8月20日から令和3年3月24日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までにシルバー人材センターが執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、シルバー人材センターに対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

シルバー人材センターにおいては、今後の事務執行にあたり、該当する事項については是正されたい。健康福祉局においては、シルバー人材センターに対し是正内容の確認や、助言、指導を行うほか、自らに該当する事項を是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。

また、健康福祉局において措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 経費の案分処理及び事業報告書について（その他事務）

名古屋市高齢者就業支援センター管理業務の仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理料は高齢者就業支援センターの人件費その他管理事務執行上の経費に充当し、他の目的に使用してはならないとされている。また、シルバー人材センターは毎年度事業終了後に本市に事業報告書を提出することとされている。

シルバー人材センターは、指定管理者として高齢者就業支援センターを管理運営する事業（以下「指定管理業務」という。）だけでなく、同じ建物内で他の事業も行っているため、仕様書に基づき指定管理料を充当する経費を算出する際に、建物内で行う各事業について区分されることなく一括で請求を受ける経費については、事業ごとに案分処理を行うこととしている。

この案分処理について確認したところ、光熱水費や建物保険料等の経費については、事業ごとの建物使用面積の割合に応じて案分処理を行うこととしていたが、実際に指定管理料を充当する経費を算出する際には、指定管理業務以外の事業の建物使用面積を一部控除していなかった。そのため、事業終了後に本市に提出された事業報告書の記載内容に誤りが見受けられた。

シルバー人材センターにおいては、正しく案分処理を行い、指定管理料を仕様書に定められた経費にのみ充当されたい。また、提出済みの事業報告書の誤りを修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、正確な金額を記載されたい。

**(健康福祉局関係分)**

高齢福祉課においては、事業報告書の記載内容を精査するとともに、シルバー人材センターに対し、指定管理料を充当する経費を適正に算出し、事業報告書に正しく記載するよう指導されたい。また、事業報告書の誤りについては修正を求められたい。

(高齢福祉課)

## 《参考資料》 監査対象の概要

名古屋市高齢者就業支援センター（所在地：昭和区御器所通 3丁目12番地の 1）

### 1 指定管理者の概要

- ・ 名 称：公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
- ・ 所 在 地：昭和区御器所通 3丁目12番地の 1

### 2 主な指定管理業務

- ① 高齢者の就業に関する相談
- ② 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- ③ 高齢者のための就業に必要な技能等の付与を目的とした講習の実施
- ④ 施設の提供に関すること

### 3 事業状況

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件 数	延べ人数	件 数	延べ人数	件 数	延べ人数
就業相談	—	3,756	—	3,425	—	3,394
講演会	9	194	11	245	11	168
技能講習	371	6,582	334	5,352	296	5,004
貸室利用	390	16,450	516	17,216	517	16,296

### 4 収支状況（令和元年度）

健康福祉局に報告された名古屋市高齢者就業支援センターの管理に係る収支状況は、以下のとおりである。

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	83,732	管理運営費	102,747
その他収入	2,900	（人件費を含む）	
収入合計	86,632	支出合計	102,747